

五島の隠居制家族：隠居と再隠居

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328665>

出版情報：哲學年報. 35, pp.27-87, 1976-03-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

五島の隠居制家族

— 隠居と再隠居 —

内 藤 莞 爾

はじめに — 問題点の指摘 —

本稿は、調査にもとづく具体的な事例を提示して、隠居制家族の実態を報告することを目的としている。対象地点は、五島列島の福江本島である。もともと稿の後半では、志摩の国府こくその他の例を引いているけれども、これは五島の隠居制をはつきりさせるためであつて、比較研究というほどの意味を持たない。それから本調査は、もともと末子相続の研究に向けられていて、隠居制そのものの解明を目指したものではなかった。したがって実態報告としても、ツメの甘さを残している。なお副題に出てくる「再隠居」であるが、これは実はわれわれの造語である。われわれが再隠居と言ったとき、それは人生に二度の隠居を経験する事態を指している。⁽¹⁾では対象地点の場合、この再隠居がどのくらいの発現率をしめしているか。ということになると、これはおおいに問題である。けれども民俗としては、この慣行の存在を認めることができる。ただ対象地点の例からすれば、これを再隠居のひとつの型とするには、まだ資

料が十分ではない。当面、事例として報告するにとどめたいと思う。また当地の再隠居にあっては、その隠居先がいわゆる分住制と関連してくる。そこでこの点についても、若干の発言をこころみてみた。以上があえていえば、本稿の問題点である。

(一)これはあとで述べることになるが、この慣行は、それにさきだつ隠居分家と結びついてくる事例が見出される。この場合、おこなわれる隠居分家をその都度数えたてれば、隠居の回数にはさらに増してくる。ただ隠居分家は、親にとっては隠居であっても、同時に子の分家行為ともなつてくる。したがってこれを除外したうえで、さらに二度の隠居を経験するのを再隠居という。こう規定したほうが正しい。

一分住制について

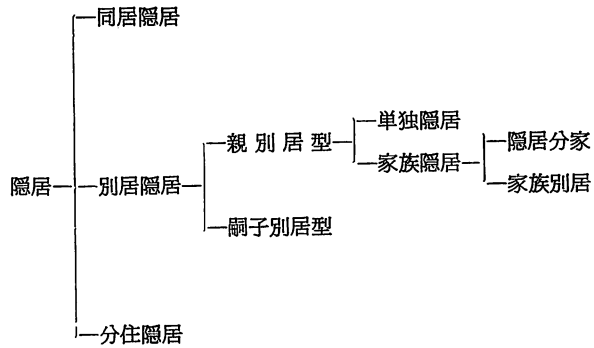
そこで順序としては逆になるけれども、最後の分住制から始めたいと思う。「分住」または「分住隠居」というのは、宮本常一氏がその名付親とのことであるが、要するにこの慣行では、両親は主に老後の生活において、その住む場所を別にする。多く父親は長男家を、母親は次男家を選ぶことになるが、なおこの父母の別居にもなつて、死後の葬儀や供養も、父と母とでこれが別になる。ただ実際には、生前における分住の事実(分住式)はなく、死後の祭祀だけにこの区別を認めている(分牌式)ものもあって、両者が並存ないし連続しているとはかぎらない。にしても「とも白髪」のことばのように、ほんらい一体であるべき老夫婦が、べつに離婚の事実もないのに、いわば夫婦別かれをする。まことに奇異な習俗としなくてはならない。また一部では、次男家で死んだ母は、この次男家の先祖になる、という例も報告されている。となると、これは単に儀礼の執行にかかわる問題にとどまらない。族制にも連らな

ってくるわけである。

(一) 宮本常一「家族と親族」(柳田国男編『海村生活の研究』昭和二四年、一七五頁)。

しかしこうした分住隠居と、われわれのいう再隠居とは、その概念をまったく別にしてゐる。たゞわれわれの対象地点では、この二つが合致してくる。というのは、ここでは再隠居の前段階として、老親だけの完全隠居の時期が存在する⁽¹⁾。そして再隠居のさい、老親の落着き先として、父親なら長男家、母親なら次男家が期待されている。だから当地の再隠居は、分住形態をとることが予想されるからである。そこでこれは周知のところであるが、竹田且氏の分類によって、問題を少しく整理してみたい。すなわち氏によると、隠居はその居住の様態にしたがつて、(一)同居隠居、(二)別居隠居、(三)分住隠居の三種に区別される⁽²⁾。同居隠居は、息子が生前相続しても、親夫婦と跡とり夫婦とがずっと同居している場合で、ふつう見られる隠居は、このタイプに属する。別居隠居は、分家型隠居(橋浦泰雄)、複世帯制家族(大間知篤三)、隠居制家族(我妻東策・蒲生正男・村武精一)、世代別夫婦の別居制(蒲生正男)、隠居複世帯制(土田英雄)、別居隠居制(武井正臣)など、そのとらえかたによって、名称はまちまちであるが、要するに親夫婦と子夫婦(多くは長男夫婦)とが世帯を別にする。またこのタイプは、別居に至るプロセス、あるいは別居の形態などによって、それがさらに細分される(別図参照)。そして隠居分家も、そのひとつということになる。ところでこのタイプにあつては、親夫婦と子夫婦とが別居していても、親夫婦がさらに父と母とに別かれるようなことはない。たとえば隠居分家の場合、老親のいわばターミナルとして、竹田氏が挙げているのは、単式と複式、それに選択式の三種である。単式は、隠居分家を繰り返かえしたあげく、親夫婦がそのまま末子家にとどまるもの、複式は、長

図1 居住にもとづく隠居の分類 (竹田)



男家に戻るもの、選択式は、好きな子どもの家に身を寄せるものである。しかし夫婦は、たとえ一方の死亡によってやもめになっても、生前に別居するようなことはない。分住隠居が第三のタイプとして区別されるのは、この老親がさらにその居を別にするからである。

(1) この完全隠居を単独隠居と呼ぶ向きもあるけれども、われわれは老夫婦だけの別居・別財・別カマドの隠居を完全隠居とし、老夫婦の一方が欠け、なお完全隠居の態勢を維持しているものを単独隠居と呼ぶことにした。

(2) 竹田且『民俗慣行としての隠居の研究』昭和三九年、五五頁。

ところで竹田氏は、この分住隠居をさらに(一)普通分家型と、(二)隠居分家型の二つに区別する。前者はまた土佐吉良川型、後者は五島崎山型とも呼んでいるが、これはそれぞれが典型的に発現している地名、あるいははじめて報告された地名に因んでのことである。⁽¹⁾ さて普通分家型の分住隠居は、次男の分家立てとともに開始する。すなわち父はそのまま本家に残るが、母はこの次男について出る。そして母が分家で他界すると、葬儀も分家でおこなわれて、年忌・法要の類もこの分家で営まれる。これに対して隠居分家型の分住隠居は、隠居分家型分封の、いわばターミナルとして出現する。すなわち両親は、長男の成人・結婚を機会に、次男以下の子どもを連れて、隠居分家をおこなう。そして次男の成人・結婚を機会に、さらに隠居分家をする。こうして末子が独立すると、父親だけが長男のもとに帰って、退隠生活を送る。ところ

が母親は末子の家にとどまって、そこで生涯を終わる。もともと三男以下にまで家を与えることは少ないので、隠居分家も不完全にとどまって、母親は次男家で暮らすことが多い。⁽²⁾ 竹田氏が土佐吉良川および五島崎山の例からしたこの慣行の理解は、以上のようなものである。

(一) また同氏は、前著のものになったとみられる「隠居制の一問題」(『人類科学』XI、昭和三四年、五〇頁)では、普通分家型をA型、隠居分家型をB型と呼んでいる。そしてB型は、隠居分家制から単独隠居制に移る過渡期の現象であり、A型にそれに次いで発生したのではないか、という点を示唆している。しかしこの示唆は、さきの著書では見当たらないようである。

(2) 竹田、前掲書、四一九―四二八頁。

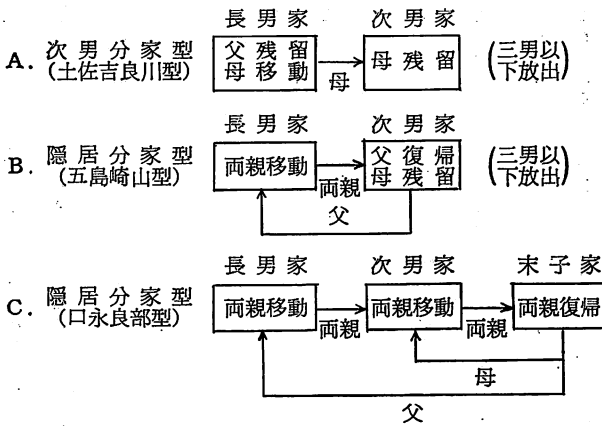
さてわれわれの報告に直接関係してくるのは、あとの隠居分家型すなわち五島崎山型のほうである。ところで竹田氏は、この五島崎山の例を隠居分家型分住隠居の典型的な事例としているか、というところではない。というよりも前項の要約は、久保清・橋浦泰雄両氏の『五島民俗図誌』(昭和九年)およびその後にかかれた橋浦氏の短文からの復原とみたほうが妥当のようである。すなわち竹田氏は、橋浦氏の記事を「いずれも簡単なうえに、相互に若干の混乱も認められる」が、「もし三者(三つの記事―筆者)を総合すれば、おおよそ次のような習俗ではあるまいか」⁽¹⁾ということで、さきのような要約となった。そこで同氏は、この隠居分家型分住隠居の、いわば完型⁽²⁾、習俗として口永良部島(鹿児島県熊毛郡屋久町)の例を挙げるのである。すなわちこの島では、隠居分家を繰り返かえして、親と末子夫婦との同居が実現する。そして親は、働けるかぎりは末子夫婦と同居しているが、その限度を越えると、父は本家である長男のところに、母は分家である次男のところに引き取られるという。⁽²⁾とすれば、五島崎山では、多くは不完全隠居分家だったために、母は次男家を動かなくて、父だけが長男家に戻った。これに対して口永良部島では、隠居分家

が完結するので、父は長男家、母は次男家というように、双方の移動がおこなわれる。そういうことになるのである。

(1) 竹田、前掲書、四一九頁。

(2) 竹田、前掲書、四三二頁(原載、竹田「口永良部島の分住隠居制」、『鹿児島民俗』四巻二号、昭和三年)。

図2 分住型比較



このように口永良部島では、母までが動き、五島崎山では、これ
 がなかった。そうした方がいいはあるにしても、双方ともに父母の分
 住が実現する。けれどもこの双方とも、これを再隠居とみる根拠は
 とぼしい。というのは、分住隠居に入るまえは、その本拠を末子家
 (口永良部島)か次男家(五島崎山)かに置いている。言いかえる
 と、完全隠居の時期がない。つまり完全隠居を経て、分住隠居に入
 るのではない。そこで土佐吉良川型を加えて、これまで問題となっ
 た分住隠居成立のプロセスを図示すると、図2のA(土佐吉良川型
)、B(五島崎山型)、C(同上完型、口永良部型)のようになる
 であろう。Aは長男が相続し、父母がこれと同居したあと、次男家
 の分立にともなって、母だけが次男家に移るので、相続制から考え
 ると、これは長子相続の変形のようにもみえる。が、財産分与の状

態などからすると、そう言いまゐることはできない。たとえば小値賀島（長崎県北松浦郡小値賀町）では、「昔はバツケ（分家）するときは、父親は本家に残り、母親だけがバツケの方へ行つた。分家・本家四分六分に財産を分ける」という。また宝島（鹿児島県大島郡十島村）では、長男の世帯継承と次男の分出とのあいだに、親と次男以下との釜屋入り（一種の家族別居）というクツションがみられる。けれども次男の分家を立てるとなると、財産は平等に分け、母親はこの次男のほうについていくという。長子相続の亜種といふことはできない。

(1) 井之口章次「離島採集手帖」（竹田「隠居制の問題」四三頁からの引用）。

(2) 竹田、前掲書、四二四—四五頁。

これに対してBとCとは、隠居分家型で出発するので、父も母も長男家からは移動する。そしてBでは、この隠居分家先で子女を仕立てて、三男以下の他出、娘たちの出嫁がおこなわれる。こうして次男家ができると、母はそのまま次男家にとどまり、父だけが長男家へとUターンする。ところがCでは、隠居分家が繰り返えされるので、両親はその都度、移動して、これが末子にまで達する。その段階で、父は長男家へ、母は次男家へUターンをおこなう。それで結果としてA、B、Cとも、父は長男家、母は次男家で老後を送ることになる。が、そこに到達するまでの過程に、いま述べたような差異がある、ということになる。なお父母分住の開始時期を考えると、Aでは次男家の創立によって開始されるので、これはかならずしも老齢期の現象とすることはできない。場合によっては、四〇代でも、この分住がおこりうる。では三男以下、娘たちの措置は、どうなるか。おそらく父親と長男とがいる本家の仕事になると思うが、この点についての記載は見当たらないようである。このAに対してBとCとは、分住は子ども始

末がみなついでからのことになる。すでに老齢期に属している。そしてAにあっては、分住した両親は、まだ生産に従っていると思うが、BとCとでは、文字どおりの退隠といった印象が強い。もともと資料を欠くので、以上はあくまで推定にとどまっている。しかしそのように考えて、ほぼ間違いないであろう。

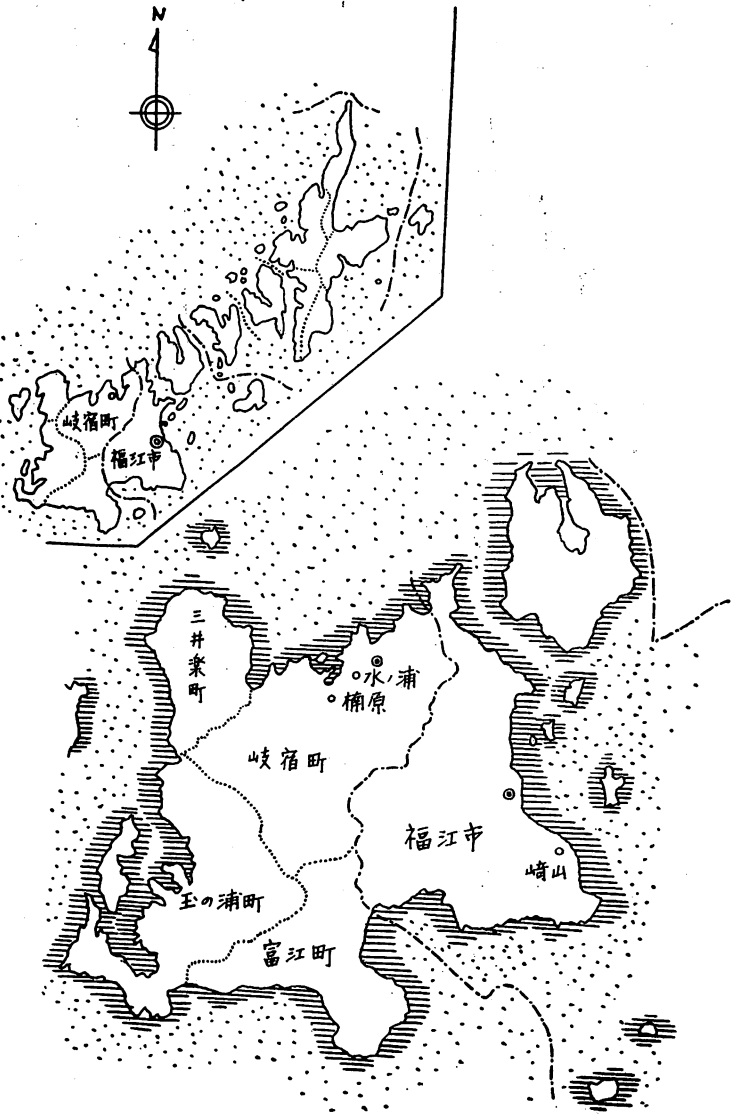
二 事例の提示Ⅰ（再隠居）

整理にやや手間どったけれども、このあたりで対象地点の報告に入ることにした。ところでわれわれの対象地点は、実は先学によって、すでに「発掘」されていた。長崎県南松浦郡岐宿町楠原きしゆくがそれである。福江本島にあって、五島崎山とは南北に分かれるが、いずれも農村部落である。ただ楠原は、流入戸を除いて、他はすべてカトリック信者から成っている。そこで報告者の武井正臣氏の文章を借りると、当地の慣行は、次のようである。

長男と二男が両親の生前末期の扶養と死後の供養を分担する。こゝでも、(傍点筆者) 親は、働ける間は自立するのが原則であるが、配偶者を失ったうえ、単独では稼働することも起居も不自由となったときには、父親なら長男に、母親なら二男に、それぞれ引取って養ってもらう。両親の人生最後の世話をする義務を、長男と二男が分担する点に特徴がある。また死後の供養も同様に、長男が父親の供養を、二男が母親の供養を分担する。そして、両親の遺産(これをイハイヅキとよんでいる)もまた、長男と二男とで分割相続するのである。⁽¹⁾

まさに生前・死後に連なる分住Ⅱ分牌式のようにみえる。しかし仔細に検討すると、そうではない。完全隠居の時

五島の隠居制家族



期が認められ、その後の分住と合わせて、再隠居の姿をとるようであるがそうではない。再隠居は、完全隠居中に配偶者が死亡した段階で、残った配偶者について生起する。しかも「単独では稼働することも日常の起居も不自由となったとき」という条件がつけられる。それでもし同氏の文章のとおりだとすれば、ここでは生前に父は長男、母は次男という、両親そろっての分住はおこなわれない。分住は、配偶者の死後、残った一方だけに現われる。生前の「夫婦別かれ」ではない。そしてこうした再隠居を「分住」と呼ぶことは、おおいに問題であろう。またこの再隠居をおこなう親ともなれば、特別の場合は別として、もう枯れきっている。さきのBおよびCで予想した以上の高齢が考えられてくる。少なくとも生産隠居の姿でないことが想定されるわけである。

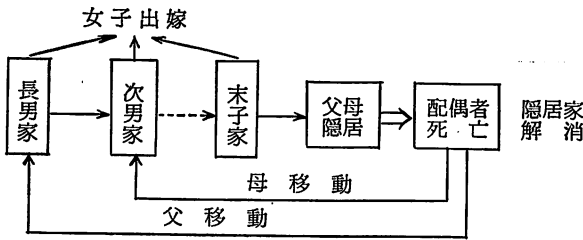
(一) 武井正臣「西南日本型家族における相続と扶養」(潮見俊隆・渡辺洋三編『法社会学の現代的課題』昭和四六年、二四二頁)。

では当地の場合、完全隠居にさきだつ家族分封のプロセスは、どうであろうか。武井氏は前段の文章で、「ここでも親は……」と記している。それはこの文章のまえに、同じ福江本島の玉之浦町の居付(いづみ)(カトリック)部落の例を引いているからである。そして同氏は、同町の郷土誌『郷土玉之浦』の記事によって、これを説明している。すなわち

居付の者は貧しさに甘んじつつ、長男に嫁を貰えば次三男を連れて別居し、更に開墾を進め、次男が結婚すれば更に又、三男と新居を構える等の如くにして、末子のみとりを受けながら天寿を終ったような、一種の末子相続法である。^(一)

「末子相続法」と言っているが、分封のプロセスからすれば、あきらかに隠居分家型に属している。そしてこの点

図3 楠原の再隠居(武井)



五島の隠居制家族

は、同町立谷郷を調べた大原長和氏の報告からも確かめられるところである。⁽²⁾そこで武井氏は、「岐宿町も……玉之浦とはほぼ同様の相続と扶養の慣行をもっている」と述べている。⁽³⁾とすれば、楠原の慣行も、隠居分家型のそれとしかくってはならない。ただ『郷土玉之浦』の記事からすると、親の終着駅は、末子家のように考えられる。竹田氏の表現によれば、単式の隠居分家である。ところが楠原では「親は、働ける間は自立」というから、この点については、玉之浦と楠原とは同一ではない。そうみざるをえないわけである。

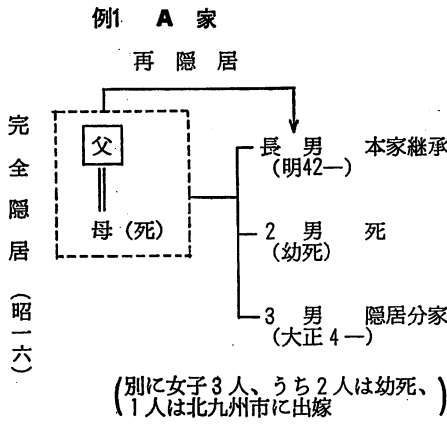
- (1) 同書一〇八頁、武井二四〇頁からの引用。
- (2) 大原長和「五島の末子相続について」(九大法学部『法政研究』第二七卷二―四合併号)。
- (3) 武井、二四一頁。

そこで武井氏の記述を図示すれば、別図のようになるであろう。ではこれに当たる実例が存在するであろうが。同氏の文章では、事例の提示を欠いている。そこで以下、われわれの報告となってくる。なおわれわれの調査では、あとで述べるように、楠原(東楠原)に加えて、隣部落の水之浦も対象としている。水之浦もまたカトリック部落である。前者は畑作村、後者は一本づりと小型定置網を中心とした漁村であるが、なお後者では、最近、出稼ぎ漁夫もふえてきた。⁽¹⁾

(1) 地域の詳細は別稿に譲るが、もともと対象部落の人たちは、近世末期、大村・五島両藩の「人送り」の協定を契機として、西彼杵半島の外海地方から渡海してきた。そして明治初年、解教令をまえに、地元民からかれらに加えられた弾圧は、まことに生々しい(浦川

和三郎『五島キリシタン史』一九五一年、復刻版昭和四八年、その他参照)。なお岐宿町(戸数約一、八五〇、人口約七、〇〇〇)は、かつては一〇郷三〇部落をなしていたが、属島・姫島郷(姫島部落)の集団移住によって、九郷・二九部落となった。楠原郷は、東楠原・中楠原・西楠原の三部落に分かれ、水之浦部落は岐宿郷のひとつをなしている。岐宿町内のカトリック部落は、水之浦・唐船之浦・東楠原・西楠原・惣津・打折の六部落で、戸口は全町の二割弱と推定される。なお当町には、いわゆる「隠れキリシタン」は見られない。ついでながら本調査は、昭和四八年度文部省科学研究費総合研究A「末子相続の総合的研究」にもとづいて実施された。

例 1 A 家



りである。長男と三男とは均分で、別に隠居分を保留している。この決

表1 A家財産分与

	田	畑	山林
長男	2.0	10.0	12.0
3男	2.0	10.0	13.0
隠居分	2.0	2.0	—
計	6.0	22.0	25.0

定は、長男の結婚時、つまり親が隠居分家した段階でなされた。ところが隠居分は、さらにこれが長男と三男とで等分されることになった。ただし隠居家の土地と建物とは、これが長男の所有に帰した。なお関係者の言うところでは、もし母親が生き残ったら、三男に看てもらったであろう、とのことである。

例 2 B 家

当家は、男子ばかり四人をもうけた。このうち四男(末子)は、他家の養子に出た。さて長男は、明治四〇年に結婚するが、続いて次男が四五年、三男が大正二年に結婚する。そこで三男の結婚にさきだって、一挙に家族の分裂をはかることになる。父は農業であったが、子どもたちはみな大工である。このあたりに一挙に分裂できた原因があったといえる。したがって四二年から四五年までは、親夫婦と長男夫婦、四五年から大正二年までの一年間は、親・長男・次男の三夫婦が同居していたことになる。そして分裂後、親は三男夫婦の家に移ることになるが、それも二年間にとどまって、三男は新居を別につくって、そちらに移ることになった。したがって両親は、居抜きそのまま完全隠居の身分となった。隠居分家型の分封ではあるが、このあたり変則的だといえる。が、とにかく隠居したのは、父六三歳、母五五歳のときであった。ところが母は、その翌々年、他界してしまふ。父は、それから長く生きて、昭和八年、八〇歳で永眠した。そこで父は、七〇歳まで別居・別カマドの暮らしを続けるが、晩年は長男のところに身を寄せることになる。といって隠居家をたたむ気配はな

例2. B 家
再 隠 居 (大13)

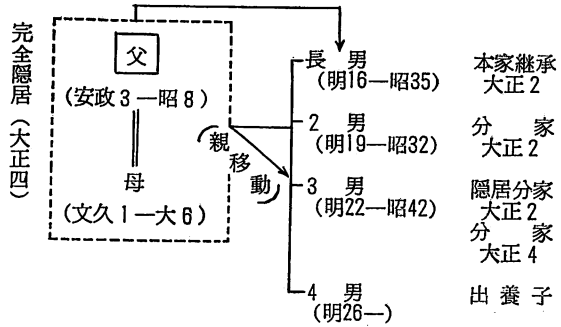


表2 B家財産分与

	田	畑	宅地
長男	—	2.6	0.6
2男	—	2.0	0.4
3男	0.4	0.5	—
4男	—	1.6	—
隠居分	—	1.6	—
計	0.4	8.3	1.0

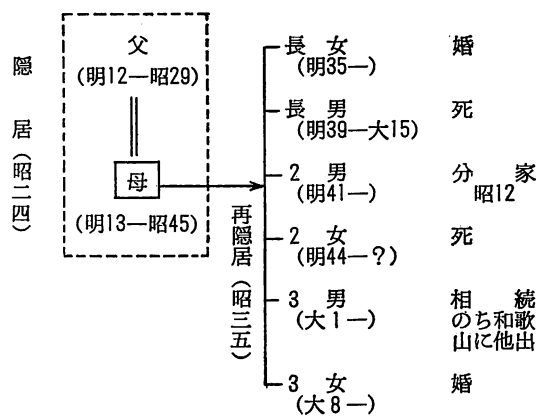
く、寝泊りは隠居家のほうです。ともあったという。財産分与は、表2のとおりである。均分とはいえず、長男にやや有利のようであるが、しかし地味も考慮して、不公平にならないようにしたという。この決定は、一挙に家族の分裂をおこなったさいになされた。なお養子に出

た四男にも、畑一・六反が分与されたが、これは四男が一〇年後、離縁となって、ふたたび実家の姓を名乗ることになったからである。そこで一・六反の隠居分の措置が問題となってくる。これはあらかじめ父の分と母の

分とに折半されていた。そして母の生存中は一括して親が耕していたが、死後、母の分は次男の所有となった。しかしこの次男には、母を扶養したという実績はない。ただ死後の供養を受け持つというので、次男につけることになった。さて残りの〇・八反では、いかに老境の父でも、食えるはずがない。不足分は、長男がこれを補った。また父と長男の嫁とはたいへんうまくいっていて、別居・別カマドのときでも、なにかと差し入れがあったという。

例 3 C 家

例3. C 家



五島の隠居制家族

次に母が再隠居をとげた例を挙げてみたい。なお母の再隠居は、これが検出された唯一の例である。また当家の分封形式は、隠居分家型でなく、末子相続型に属している。竹田氏のいう五島崎山型、またその完型としての口永良部型、さらに武井氏が楠原で指摘している隠居は、みな隠居分家の延長線上に位置していた。しかし本例からすれば、分

任や再隠居は、べつに隠居分家型の分封とだけ結びつくのではない。なおこの点は、またのちに述べることにしたい。

さて当家は、三男・三女を持ったが、このうち長男と次女とは、結婚前に死亡する。次男は、昭和一二年、二九歳で結婚するが、これは間もなく分家の身となった。二年ののち、三男が結婚して、これが家を継ぐことになるが、のちに和歌山に出て、現在は会社勤めをしている。そこで両親は、子どもの始末がみなついた段階で、完全隠居の形に入った。昭和二四年で、父はすでに七〇歳に達していた。これは末女がとび離れて、四〇歳のときに出生、しかも身障者だったためである。隠居家は次男家の横に、次男が建ててやった。こうして父は昭和二九年、七五歳で他界するが、母はそれから九〇歳の天寿を全うすることができた、そして母は、ひとり暮らしの生活を続けるが昭和三

五年、とうとう次男家の世話を受けることになった。すでに八〇歳であったが、隠居家はすぐ隣なので、これはつぶさずに、なにかと利用していたという。そこで財産分けである。次男と三男とで、畑四反ずつを均分したが、別に若干の隠居分を保留した。なおこの決定は、次男の分家時に、父によってなされた。ただこのとき、父の老後は次男が、母のそれは三男がみるという約束であった。それで隠居分も、父の分と母の分とに分けていた。そして母の分は、はじめ三男につけていたが、三男は他出のため、母をみることができず。そこでこの分は、父の分と一緒に、実質長男である次男のものとなった。このあたり、前例のB家とはちがってくる。とともに本例では、母の再隠居先は、さきの約束にもかかわらず、実質長男である次男家に変更されたわけである。

三 再隠居の発現率

このように武井氏が報告し、われわれが図示(図3)したような再隠居が、確かに事例としても現われてきた。ではその発現率は、どの程度のものであろうか。この発現率のことは、冒頭でも触れたところであるが、これを問題としたのは、ほかでもない。二つの理由からである。ひとつは、生命周期の点に関連している。すなわち当地の再隠居は、いったん完全隠居となつたうえでの再出発を指している。しかもこの完全隠居そのものが、隠居分家型にしても、末子相続型にしても、とにかく子女の始末をつけたあとの隠居である。それに武井氏によると「働ける間は」、この完全隠居の状態を維持する。そして配偶者の死亡を契機として、「単独では稼働することも日常の起居も不自由になつたとき」に、はじめて再隠居がおこなわれる。とすれば、何歳になると再隠居、というきまりはないにして

も、これまさに晩年の出来事となってくる。だからそうした年齢前に死亡するようなことになる、たとえば配偶者がすでに他界していても、再隠居という事態はおこらない、それからあとでも述べるように、当地では片親だけでも、完全隠居が実現する。だから完全隠居も、夫婦単位でなければならぬ、という条件はない。また再隠居は、かならず起こるといふわけではない。元気でさえあれば、単独隠居、つまり独り隠居をおすことも考えられる。ところでもうひとつの理由は、再隠居を可能にする内外の条件である。たとえば親子の不和、とりわけ母とむすこの嫁との不和などがあれば、再隠居という事態は出現しない。父が後妻をむかえたような場合も、後妻の再隠居先については、微妙な問題を残すことになる。子どもがみな他出してしまえば、再隠居どころか、隠居さえ、その出現がむずかしい。またさきのC家のように、母は次男家（当家の場合は三男家）という民俗の線を踏みたくても、当の次男が他出となれば、路線の変更とならざるをえない。さらに再隠居には、隠居分の再配分という問題が絡んでくる。要するに、ことはかならずしも順調には進行しない、ということが予想されるわけである。

ところでこうして発現率が問題となると、これにはなにか展望を与える数字が必要となってくる。そして表3は、多少でもその資料となるであろう。多少でも、といったのは、ほかでもない。冒頭でも触れたように、もともとわれわれの調査は、隠居制に向けられたものではなかった。なるほど対象地点を選んだことには、先学の示唆があった。が、目的は、これまで続けてきた相続慣行の解明にあった。隠居の問題も、相続慣行の解明に含まれるけれども、それに焦点をあわせたものではなかった。そこには当然のこととして、ズレが生じてくるわけである。それはともかく、われわれの調査では、これまでの手法にならって、楠原・水之浦の在住戸を、親子・兄弟関係にもとづくセット

に組み替えて、このセットを調査単位とした。⁽¹⁾したがって在住戸（非本籍戸を除く）も、親子・兄弟関係にあるものは、一セットとなるので、セットの数は、それだけ在住戸よりも減少する。なお相続慣行がテーマなので、ひとり子や養子など、相続事実がはっきり予想される戸は、セットに加算しない。⁽²⁾また子どもがまだ未婚のまま、だれも相続・分家などの家行為をおこなっていない戸も、それだけではセットとはならない。しかし父の世代は、その親（祖父母）を含めて、一セットとなりうる。こうしてわれわれは、東楠原・水之浦あわせて一二五戸を、非該当や不能票を除いて、四〇のセットに組み替えた。そしてこれを大きく扶養者のあるものとないものとに区別した。あるものは、どの男子かを跡とりとして、老後、これと同居したセット、ないものは、親が若死して扶養の（必要が）ないセットも含まれるが、多くは完全隠居をとげたために、扶養の事実を欠いたセットのことである。もっとも完全隠居のあと、問題の再隠居をおこなうということになると、これは別途、数えなければならない。なお扶養者（跡とり）は、これを続柄にしたがって、長子・仲兄・末子の三者に区別してみた。それから表中、長子相続は、長男が親の家屋敷を継承したもの、隠居分家は、隠居分家型に分封をおこなったもの、末子相続は末子相続型の分封をとげたもので、いずれもどの子が親の家屋敷を継承したか、を指標としている。混合型Eは、隠居分家の変型で、当初は隠居分家型で分封を開始したが、次三男以下でこれが崩れたもの、混合型Eは、末子相続型の変型で、当初は末子相続型でスタートしたが、次三男以下でこれが崩れたセットのことである。したがって前三者を一貫型とすれば、後二者は非一貫型としてまとめることもできる。

(一)この手続きの詳細と、こうした手続きをとらなければならなかったことの原因については、拙著『五島カトリックの家族分

表3 扶養者の有無、および分封形態別の分類

	扶養者あり					なし			未定	計
	長子	仲兄	末子	その他	小計	完全隠居	親死亡	その他		
長子相続	5	1	—	—	6	—	—	1	—	7 (17.5)
隠居分家	— (2父)	—	—	1	1	6	—	—	—	7 (17.5)
末子相続	— (3父)	2	1	—	3	10	1	—	3	17 (42.5)
混合型D	— (1母)	—	—	—	—	4	—	—	—	4 (10.0)
混合型E	—	1	1	1	3	2	—	—	—	5 (12.5)
計	5 (6)	4	2	2	13	22	1	1	3	40 (100)

封』(昭和四六年)、同『末子相続の研究』(昭和四八年)、拙論「上五島キリシタンの家族分封」(『哲学年報』第三輯、昭和四九年)参照。

(2) このひとり子の場合にも、親の隠居・再隠居の事実はありうる。この点からも、問題意識のズレもあって、表3は不完全さをまぬがれない。

そこで本表によると、まず分封形態別では、どの形態も現われる。まさに不定相続の姿である。しかしそのなかでは、末子相続型(四二%)のリードがしめされる。これに対して長子相続型(一七%)と隠居分家型(一七%)とは、半数以下に落ちる。混合型はさらに低下して、D型が一〇%、E型が一二%ということになる。ところでこの結果から、まず注目されるのは、かつては法が規定し、通日本的には現在でも絶対多数といわれる長子相続型が、二割に満たない事実である。裏からすれば、ここでは長男でさえ、これを核化しようとする態度がうかがえる。第二は、これまで五島では、隠居分家型が伝統的な分封形態のように言われてきた。われわれのセットがおこなった分封の時期は、戦前・戦後にひろくわたっている。そこでこの前後を裏づける資料とはばしいけれども、少なくとも最近の動向からすれば、末子相続型の台頭を考えなくてはならないであろう。さきにも述べた

ように、混合型Eは末子相続型の変形とみることができるとは。したがって本来の末子相続型にこのE型を加えると、これが有効セットの過半に達するからである。

もっとも相続形態について、対象部落と似たような分布状態は、上五島のカトリック部落やキリシタン部落でも、これを観察することができた。⁽¹⁾しかし対象部落の特徴として、なによりもおどろかされるのは、隠居の習俗がきわめてさかんことであろう。すなわち完全隠居をとげたのが二二例、したがって全体の五七%、未定三例を差し引いた全体の六二%ということになってくる。⁽²⁾なおここでいう完全隠居には、片親だけの単独隠居が含まれる。単独でも別居・別財・別カマドの場合である。それで逆にどの子どもかを扶養者にした例は、わずかの一三、全体の三二%、未定三例を除けば、三五%にすぎない。もっともこれにはさきにも述べたように、再隠居の場合が加算される。しかし再隠居は、極端に言えば、「死場所」に近いもので、扶養の意味はきわめてうすい。われわれはさきほど、長子相続型の低率ということから、このカトリック部落では、核化傾向の強い点を指摘しておいた。ところがこの核化は、さらに老後にまで及ばされる。すなわち老境をむかえても、なお核状態を維持しようとする。いや親子のきづなを断つて、老夫婦だけの暮らしを新たに作りだそうとする。われわれはこれまで、末子相続や隠居分家など、相続の問題を扱ってきた。ところが村家部落の実態からすると、相続人、を老後の扶養を担当するか、かり、子に限定しても、その発現率は半数にも満たない。すなわち相続、さえ欠く家系のほうが多い。五島列島のひとつ、奈留島の「隠れキリシタン」では、分家することを「割家」⁽³⁾する⁽³⁾という。ところが対象部落では、この「割家」が兄弟間だけでなく、親世代と子世代とのあいだにも実現される。「家」制度のたてまえからすれば、たとえ当地だけの事実ではないにしても、や

はり奇異の感を抱かざるをえない。

(1) 前掲、拙著と拙稿とを参照。

(2) なお祖父母の代に完全隠居をとげたというのが、別に五例加わる。

(3) 古野清人『隠れキリシタン』昭和三四年、二二四頁。

それでは問題の再隠居のほうは、どうであろうか。表中、カッコ内の数字がそれである。すなわち六例に及んでい
る。しかしこれは、完全隠居数からすると、三分の一弱にすぎない。もっとも完全隠居者のうちには、まだ生存中の
者もいて、将来、再隠居をとげる可能性はなしとしない。しかしすでに死亡した事例が過半を占めているので、再隠
居の発現率は、これをそう高く評価することはできそうもない。われわれはさきにも、生命周期と内外の諸条件とか
らして、これがかならず生起するとはかぎらないことを推定した。そしてこの推定が、多少でも計数的に確かめられ
たわけである。ところでこれは、別の言いかたとすれば、できるだけ完全隠居に徹しようとする姿であろう。表3で
もあきらかなように、当地では隠居分家や末子相続、またはその変形によって、家族の核化を図ろうとする。長子相
続が比較的低率なものも、そのためであろう。それだけではない。どの子どもかを跡とりするのが、三割程度にとど
まって、完全隠居が六割にもなろうとしている。かりに長子相続を除外すると、完全隠居率は、全体の七割、未定三
例を除けば、七割五分に迫ろうとする。

家族の核化、親子の不同居ということからすれば、これは当然の線といつてよいであろう。だから分封過程中に配
偶者に死なれた片親でさえ、改めて別居単独隠居に踏みきろうとする。それから表3でもしめしたように、末子相続
型にも、完全隠居の付着がみられる。これも家族の核化と親子の不同居という原則から説明されるであろう。とい

のは、隠居分家型では、成人した子どもに次々と家を渡していく。だから末子を独立させたあと、親が隠居家を構えても、これは家族動態の方向として、自然であろう。ところが末子相統型では、家族の核化という点は、隠居分家型と同じである。けれどもここでは、長男以下を順々と分家させていく。だから親は、終始、本家を動もといえいていない。しかしこの本家を末子に渡して、親は完全隠居をとげようとする。親にとっては、はじめての移動である。だがこれ以外には、親子の不同居を実現させることはできないわけである。

そこで以上の論旨からすれば、再隠居の例が現れたにもかかわらず、この事態はかならずしも所期のコースではない。それはグディ (J. Goody) がアフリカのロ・ダガバ族 (Lo Dagaaba) について、「老後の支え」 (“prop to his old age”) とか「老人保障の一形態」 (“a form of old age insurance”) と言っているものに近(1)い。いうなれば、いよいよの場合になっての、最後の抛りどころであり、関係者はかならずしも、そうなることを期待しているのではない。そのように考えられる。しかしこのための備えは、やはりしておかなくてはならない。隠居分の設定がそれであり、またこれの父母別の再分配がそれである。ところで安全隠居に徹しようとする姿勢は、再隠居の内訳にもしめされているように思われる。というのは、実現した再隠居のうち、母のそれは、さきにも触れたように、例3のC家だけである。常識的に考えても、炊事その他の家事をとまなうので、母の単独隠居はできても、父だけのそれはむずかしい。老妻に先立たれた老父が、隠居家をたたんで、子どものところに身を寄せる。その現われとしてよいであろう。なお夫婦の年齢差と女性の相対的長寿、この二つの相乗作用が、老妻の残存機会を多くして、これが再隠居の事例を減少させた。このこともあわせ考えられるわけである。

(1) J. Goody, *The Fission of Domestic Groups among the Lo Dagaba* (J. Goody, ed., *The Developmental Cycle in Domestic Groups*, 1971, p.69).

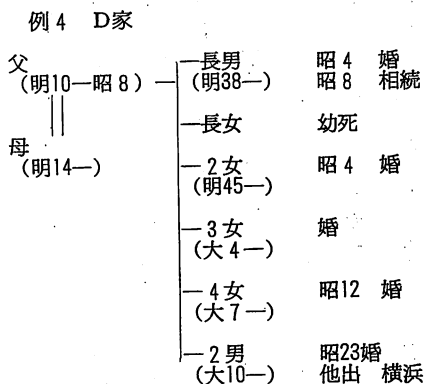
四 事例の提示Ⅱ（無隠居）

そこでこれらの事情を、具体的な事例によってさぐってみることにしたい。はじめは再隠居どころか、隠居そのものが成立しなかった例である。

例 4 D 家

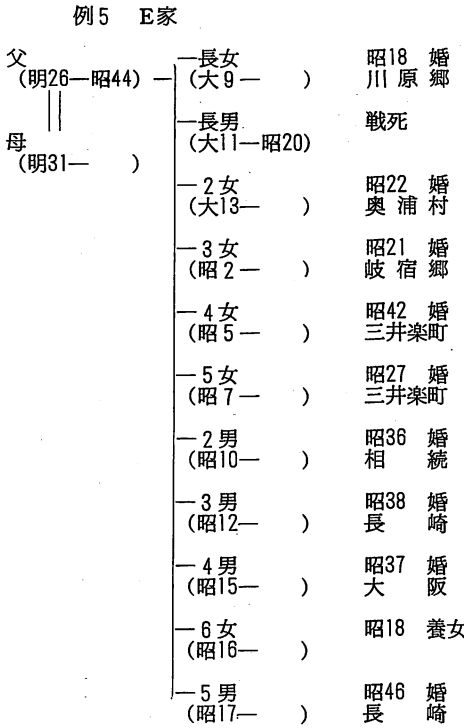
当家は、祖父母の代には隠居をおこなったことであるが、分明を欠いている。ところで祖父は、はじめ末子にかかるつもりだった。が、これが若死したので、長男の父が祖父母の老後をみることになったという。だから長男相続であっても、なお隠居はありえたことになる。しかし次代には、隠居が成立しなかった。というのは、この父は、昭和八年、五六歳で死亡してしまふ。当時、長男はもう結婚しており、すでに二八歳になっていた。だから跡とりとしても適齢だったが、実は跡とりとならざるをえない家族構成だったともいえる。当家は二男、四女を持ったが、このうち長女は幼死した。ところが長男に続いて娘ばかりが四人生まれる。そして末男は、長男のあと二〇年たって生まれた。父の死亡時、末男はまだ一二歳にすぎない。それに嫁がせる娘も、残っている。長男自身は、実は跡とりになるのが不本意であった。が、そう落着かざるをえない。父は漁師、長男は運搬船の船員であった（現在は一

本づり)。末弟は学卒後、長崎の三菱造船に勤め、兵役を経て、勤務地で世帯を持った。現在は、横浜の昭和電工に移っている。なお母は、九二歳で長男と同居、隠居の経験はない。思えば母親は、五二歳で後家となり、まだ養育すべき三人の子どもを抱えている。ずっと長男家に腰をすえた理由である。次に財産分けであるが、もともと漁家なので、不動産らしいものはない。畑一・五反は、全部、長男のものとなった。が、一括相続とは言いにくい。というのは、母親は末弟の帰郷を考えて、小さいながらも新居を用意した。ところがこの末弟が長崎からさらに横浜に転じた。それでもとの家が古くなったこともあって、一家はこの新居のほうに移った。そして古家を売った金は、これを末弟に渡したという。この変則的な分与が、共同相続の精神にもとづくか、それとも母と次男との伝統的な結びつきによるか。これは解釈と判断の問題である。が、当家では、ついに隠居は実現しなかった。また九二歳の現在、のちのち実現する可能性もない。ところで本例でもうかがえるように、長子相続型の家系は、家族周期の進行にややもすれば、円滑さを欠いてくる。そこで横道にされるきらいもあるけれども、もう一例を加えておきたい。同じく長子相続となった事例である。



例 5 E 家

別図のように、当家は五男、六女に恵まれた。二二年間の出産である。長女を持ったのが父二七歳のとき、翌々年には長男が生まれた。ところがこの長男が、昭和二〇年、戦死してしまふ。となると前例と同じく、この長男の下に娘が四人続いて、次男ということになる。この次男は、父四二歳のときの子である。次男の次は、男子二人が続くが、父としてはあせりがあったことは否定できない。事実、長男の死亡時、父はすでに五二歳になっていた。こうして次男が昭和三六年、結婚とともに相続することになった。当時、父は六八歳で、そのまま同居して、七六歳の天寿



を全うした。母は存命中であるが、七四歳の高齢である。そこで本例をみると、多子にもかかわらず、男女の出生順にヒズミがあり、加えて長男の戦死というアクシデントのために、実質長男に当たる次男の跡とりということになった。ところで次例は、長男が死亡したのではないが、これが神父となって、世俗的な相続を放棄した。それに父の早世というアクシデントが加わった。

例 6 F 家

隣部落の惣津に本家があり、三男家だけが水之浦に転居してきた。さて当家は、聖職一家であって、長男と末男とが神父、長女と次女とが修道女となった。したがって残っているのは、次男と三男だけである。長男は父二四歳のときの子であるが、次男は三三歳、三男は三六歳のときに生まれた。ところが父は四七歳で他界してしまう。次男は一四歳、三男一一歳、末女は七歳にすぎない。当家は、半農半漁の暮らしであったが、長男は世俗的にはいまいと同じなので、次男の跡とりとならざるをえない。こうして母を助けつつ、次男が昭和二七年に結婚、名実ともに相続人となった。三男はアグリの漁師であったが、妻の実家が水之浦にあるので、こちらで新居を持つことになった。なお母には一〇年前、子どもたちが小さな隠居家をつくってやった。それで寝泊りは、この隠居家でやっているが、生活は次男家と一緒にである。不完全隠居の形としてよいであろう。なお三男のことは、母はほんらい自分がみるべきである。また母は、イトコ同士で結婚した自分たちとの同居を望んでいた。しかし自分たちが水之浦に転住したため、これが不可能になったという。なお財産分けは、もともと田畑がないので、山林一反づつを分与して、別に隠居分を保留した。しかしこの隠居分が次男につくことは、間違いないとしている。

例 6 F 家

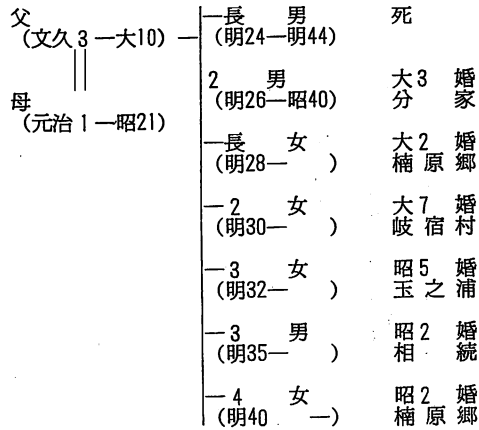
父	(明21—昭12)	—長男	(大3—)	神 世	父保
母	(明23—)	—長女	(大6—)	修 道	女道
		—2女	(大9—)	修 道	女井
		—2男	(大12—)	昭27	婚続
		—3男	(大15—)	昭29	婚家
		—4男	(昭5—)	神 東	父京

家族の核化、親子の不同居がもしたてまえならば、D家・E家のような長子相続は、このたてまえに反してくる。対象部落の慣行として、べつに長男を忌避する傾向はみられないが、族制としては隠居分家や末子相続などのやりかたで、長男も核化するのがすじとなってくるであろう。となると長子相続は、通日本的には定型化していても、当地の長子相続は、むしろこれを偏倚例としなくてはならない。つまりこれは、特殊な場合に生起する。家族周期の本来的な変調、または、死亡・移住その他、後天的な変調も、このひずみを生む原因のように考えられる。さて本例では、不完全ながら母の別居が実現した。しかし例4、例5では、隠居そのものが不成立に終わった。そこでもう一例を挙げて、この項を終わることにしたい。

例 7 G 家

東楠原の農家であるが、親は一六年間に、三男、四女を持った。しかし長男は、結婚前に死亡する。こうして父は三〇歳のとき、次男をもつが、この次男が大正三年、二一歳で結婚する。しかしこの次男は、年次不詳であるが、分家ということになった。そしてこれを前後して、長女と次女との出嫁がなされたが、父は大正一〇年、他界してしまう。五八歳であった。跡とりとなるべき三男は、まだ一九歳にすぎない。しかも当時は、長崎（国鉄）に勤めていた。が、帰郷して、昭和二年に結婚、本家を相続した。四女の出嫁はすんでいたが、三女のそれは、昭和五年のことになる。当家は、田一反足らず、畑一〇反を経営していた。しかし分家した兄に半分を分与しているので、暮らしは楽ではない。こうして三男は昭和九年まで、大阪の紡績工場に勤め、さらにその後は、樟脳づくりのために、南九州

例7 G家



の各地を転々としていた。留守中は、長女が同郷に出嫁していたので、母はその厄介も受けた。三男夫婦が帰郷して、母と同居するが、母はもう老境である。昭和二年、八二歳で永眠した。八二歳まで生きるなら、余命としては、隠居どころか再隠居も可能なはずである。しかし当家では、相続人がほとんど不在のため、これが果たせなかった。それどころでなく、出嫁した長女の協力さえもえた。では財産の半分を貰って分家した次男のほうは、どうなったか。次男は、先妻と死別したあと、後妻をむかえて、同郡若松町の桐（地籍は中通島）に移住して、そこで生涯を終わっている。したがってかれも、親の扶養ができなかったわけである。

五 事例の提示Ⅲ（完全隠居）

しかしこのG家の場合も、隠居をまったく考慮しなかったのではない。事実、父は次男（実質長男）の分家に当たって、財産の分与をおこなったが、このとき田二畝、畑二反を隠居分として控除している。ただこの控除分は行使することなく、三男の分とこみそのまま経営されてきた。いずれにしても、隠居不成立の事例には、なにか阻害要件のあることが印象づけられる。裏からすれば、隠居への姿勢である。では阻害条件を欠けば、それが隠居の実現とつな

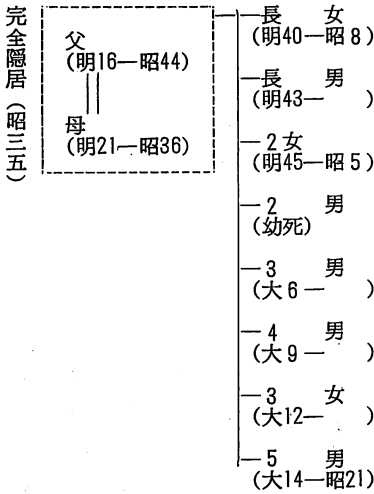
がっていくか。この判定は、かなり困難であるが、なお幾つかの事例に則して、検討してみたい。

例 8 H 家

当家は、五男、三女を持ったが、このうち次女、次男、五男の三人は結婚前、または幼時に死亡する。父が長男を
持ったのは、二七歳のときであったが、この長男が二六歳で結婚する。しかし親との同居は、二、三カ月にとどまっ

昭6 婚
昭11 婚承
本家継承
婚 前 死
死
昭17 婚家
隠居分
昭34 婚家
隠居分
婚 佐 賀 県
婚 前 死

例 8 H家



て、両親が残った子ども四人を連れて、新居に移った。新居の
建築は、親が負担して、子どもたちがこれに加勢した。ところ
がそれから六年たって、三男が二五歳で結婚する。すると親
は、長男への措置と同じことを三男にもして、二、三カ月のち
には、子どもを連れて、また新居に移った。四男は、三男より
も三つ歳下であるが、この結婚は遅れて、昭和三四年のこと
なる。四男、三一歳のときであった。四男の結婚時、もう子ど
もは残っていない。しかしこのときも一年ぐらい同居して、親
たちは完全隠居をとげることになる。父七七歳、母七一歳のと
きであった。ところが母は、その翌年に死亡する。父ひとり
だったのであるが、しかし隠居家をたむ気配はなく、最後ま

完全隠居 (昭三五)

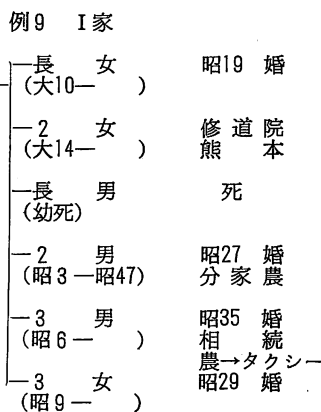
表4 H家財産分与

		田	畑	山林	その他
長男	3	3.0	4.0	1.0	牛 1
男	4	2.0	3.0	0.4	牛 1
男	分	2.0	3.0	0.4	牛 1
隠居	分	1.0	1.0	—	—
計		8.0	11.0	1.8	牛 3

でここにどまった。もともと兄弟三人が、父を援助したという。H家は農家であって、兄弟三人も農家としての分封をとげた(末弟は目下、出稼ぎ中)。財産分けは、表4のとおりである。三男と四男とは均分であるが、長男の分け前があまりにリードしている。といっていちちるしく差別的なものではない。この決定は、父が本家を出るときおこなったが、三男・四男への実際分与は、それぞれの分封時になされた。なお隠居分の田一反、畑一反は、父の死後、長男と三男とに分配された。生前における貢献度を勘案したことであるという。

そこで本例の場合、父母が隠居した年齢からすると、完全隠居というステップを省いて、一挙に分住隠居に持込んでもおかしくはない。ただ対象部落では、生前における父母分住の慣行がない。そのこともあろうが、しかしそれよりも完全隠居がほんらいの姿、という印象のほうが強い。曲りなりにも父だけの隠居世帯を張りとおした点でも、このことがうかがえる。なお当家では、兄弟三人が在村しながら、隠居分の再配分は、ついに四男には及ばなかった。「生前における貢献度」というのが、この不均分の理由になっているが、もともと民俗の線からすれば、三男家(H家では四男の家)は、再隠居先からは外されている。このへんからんでいることも憶測される。ところで次例は、母だけの隠居であるが、母と次男との結びつきを推察することができる。

例 9 一家



五島の隠居制家族

当家は、三男、三女を持つが、このうち長男は幼死する。うえ二人が娘で、次が次男と三男、末がまた娘となる。次女は修道院に入ったので、家族生活では、これは別枠である。さて実質長男の次男は、昭和七年、二四歳で結婚するが、当時、父は五五歳になっていた。しかしこの次男は、同居一年後に、農家として分家する。新居は、父と次男と三男とが協力して建てた。三男は、三つ歳下であるが、これが昭和三五年、二九歳で結婚する。同じく農業であるが、現在はタクシーの運転手を兼ねている。これが相続人であって、男子は二人だけであるが、末子相続式の分封である。ところが父は、それから二年たつて死亡する。六五歳であった。だから父には、隠居の経験はない。しかしこの時点には、子どもの始末がみなついている。こうして母は、それから二年たつて、昭和三九年に単独隠居をとげることになる。六四歳であった。隠居家は三男が建て、母はまだ生存中である。そこで三男によると、父の老後は長男が、母のそれは次男がみる、というのが部落のしきたりである。自分が母の隠居家を建てたのも、このしきたりにそつてのことであった。しかし実際には、兄が分家したあと、父親も自分のところで果てた。それに姉（長女）の子どもも引き取つて、中卒までの面倒をみた。こう言っている。では財産分けはどうか、

というと、これは次男の分家時、親と親戚とが寄って決定した。田四反、畑一〇反をほぼ二分しているが、ただ三男への贈与分には、両親の隠居分が加算されているという。

そこでこのI家の場合、将来の問題として、母の再隠居なしとはしない。しかしその気配はまずない、とのことであった。ところが次例は変形（混合型D）ではあるが、両親とも隠居家でその生涯を終えている。

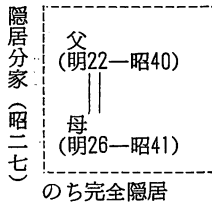
例 10 J 家

当家は、一六年間に七子を持った。が、このうち三男と五男とは、結婚前に死亡する。長男は、はじめ長崎本土の炭坑に出て、昭和一六年、二五歳で結婚する。次男は復員後、進駐軍にいたが、やがて長崎市役所に勤めることになった。結婚も長崎市でおこなった。四男は、商売の関係で、大分に出た。ところで長男は、親の希望で昭和二六年に帰郷し、農業を継ぐことになった。しかし親との同居は、六カ月にとどまって、親は当時、残っていた四男（末子）と次女（末女）とを連れて、別の家を構えた。父、六三歳のときである。そしてこの隠居家（正しくは隠居分家）から末男を大分に出し、末女を出嫁させた。こうして居抜きのみまで、完全隠居の身となった。四男の他出時期が不明なので、完全隠居の時点は確定できない。が、隠居分家後、数年たったのことと思われる。こうして父親は昭和四〇年、母親は翌年、隠居家で生涯を閉じた。父七六歳、母七二歳であった。財産分けは、別表のとおりである。次男と四男とは、不在であるにもかかわらず、長男とまったく均分である。また隠居分は、親の死後、長男のものとなった。また次男と四男とが貰った農地は、不在者には不要なので、これを長男が買い取ったという。

当家は、六男、二女を持つが、このうち長男と次女とは結婚前に死亡し、四男は早世している。そこで実質長男に

例 11 K 家

ある。



例10 J家

- 長 女 (大3-?) 昭10 婚のち死
- 長 男 (大5-) 昭16 婚本家継承
- 2 男 (大7-) 昭21 婚進駐軍→市役所他出
- 3 男 (幼 死) 死
- 4 男 (大13-) 商業(大分)他出
- 5 男 (昭2-昭17) 死
- 2 女 (昭5-) 昭28 婚

表5 J家財産分与

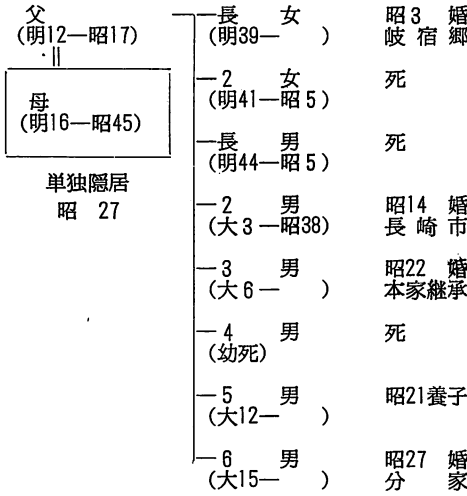
	田	畑	山林
長 男	2.6	3.0	1.0
2 男	2.6	3.0	1.0
4 男	2.6	3.0	1.0
隠 居 分	2.0	1.0	—
計	9.8	10.0	3.0

不在のため、たとえ単独隠居のままでも、母||次男のつながりは、判然としなかった。隠居分も、唯一の在村者である長男のものとなった。この点で次例は、同じく母の単独隠居ではあるが、民俗の線がやや分明となってくる。分封型は、前例と同じで

そこでこのJ家の場合、母が残ったこともあってか、完全隠居のままで終わった。また母にとって再隠居しようと思えば、長崎市にいる次男のところに行く、くしかない。しかし現実には、これはなかなかおこなわれがたい。ところで本例では、次男が

当たる次男は、長崎の三菱造船に勤め、二五歳で結婚する。家も自力で建てた。こうして三男は、昭和二二年、三〇歳で世帯を持つが、実はその五年前（昭和一七年）に父は死亡している。したがって前例とちがって、父には隠居の経験がない。しかし三男の結婚後、母は別居の準備を始めて、五男・六男とともに隠居家に移った。そして二一年には、五男を養子に出した。二七年、六男が結婚すると、母はそのまま隠居家に残って、六男は兄（三男）の援助もあって、新居をつくり、これに移った。このあたりは前例と同じ、居抜き隠居である。こうして母の単独隠居が、六四歳のときに成立する。そして昭和四五年、八一歳で六男の世話を受けながらも、隠居家で他界した。財産分けは、

例11 K家



三男の独立のさいなされたが、三男に田四反、六男に畑六反二畝を分与した。これは三男七、六男三の割合であるという。別に母の隠居分として、田九畝、畑四畝を控除した。これは母の死後、六男のものとなった。とともに父の葬式は三男が、母のそれは六男がとりしきったという。なお実質長男の次男は、長崎に出て、ついに帰村しなかったが（昭和三八年死亡）、これには財産分けはない。

そこで本例について考えてみると、域外に他出した次男は、継承や分与の外に置かれて、三男が長男の役を勤めることになった。五男は養子に出たので、結局、次男役は、六男が受け持

ったことになる。事実、母の老後の世話から供養まで、六男が勤めたし、母の隠居分もこの六男の所有に帰した。なお財産分与の不均分は、父の死後、三男の功績を考えての措置であったという。だから父は長男、母は次男という民俗の線は認められるにしても、なお移動の事実によって、これに修正が加えられる。養子に出た五男が外されたのは、伝統的な族制からも当然であろうが、長崎に出た次男が無関係なのは、他出のために、員数外になったとみるほかはない。隠居や再隠居、はては分牌式の供養にしても、これにはまず村内居住ということが前提条件となってくる。思えば配偶者の死亡という制限付きの再隠居ではあっても、こうした民俗が形成されたころは、おそらく域外流出という事態は、ほとんど考えられていなかった。いや隠居分家や末子相続のような形で、家族集団が、土地に密着しながら、細胞分裂をとげていった。そしてぎりぎりのさいの安住の場所として、再隠居という事態になった。とって民俗の路線が、こうした最近の、社会流動によって、完全にかき消されたのではない。それはなお存続している。次例は、多少でもその参考になるであろう。

*

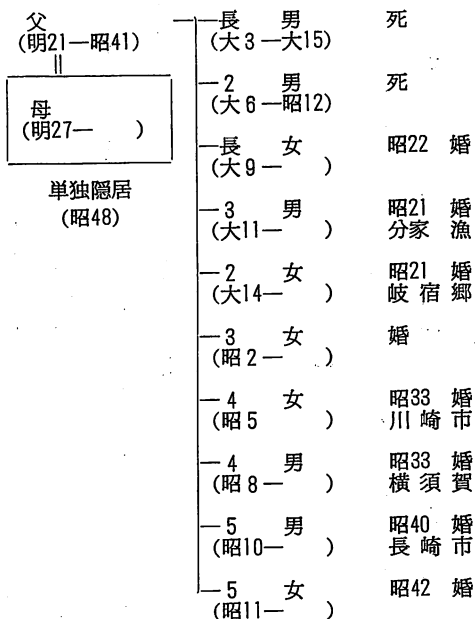
*

*

例 12 L 家

当家では、二二年間に一〇子が誕生するが、このうち長男は早世、次男も結婚前に死亡する。こうして父三三歳のときの子、三男が、昭和二一年に結婚する。が、これは同居三年のちに分家させる。新居は、父と本人とが協力して建てた。つまり末子相続式の分封である。三男は当時、遠洋漁船に乗っていたが、いまは定置網に転じている。三

例 12 L家



封過程のあいだで死亡し、母は分封の終了後も本家を動いていない。しかし四八年には、この本家をつぶして、新しく隠居家を建てた。現在は、そこで暮らしている。財産分けは、兄弟三人に畑一反ずつ、山林一反ずつを均分した。しかし四男と五男とは不在なので、三男がこれを一括して経営・管理している。そこで前例に照らしてながめてみると、本例でも在村者は一人に絞られてくる。また単独隠居の姿勢がしめされている。隠居家は、六帖と四帖半の建物であるが、八〇歳になって、まだ三男と同居する気配はない。というよりもここでは、四男との結びつきが強い。この四男は、実質は次男に相当している。隠居家を建てるときは、兄弟が協力したというが、主な出資者は、実はこの

男の下は、娘が三人続くが、これらは昭和三年までにみな出嫁させた。四男も同年に結婚するが、これはマグロ船に乗り、現在は横須賀の税関で、検査官をしている。五男(末子)は、昭和四〇年に長崎で世帯を持つが、同市の鉄工場に勤務している。さて父は、その翌年に死亡する。すでに七八歳であった。そしてさらにその翌年(昭和四二年)、末女が嫁に行つて、これで子どもの始末がみなついた。なお自家の場合、三男は村内分家、四男・五男は域外流出で、本家の相続者はみられない。そして父は分

四男であった。また隠居家での暮らしも、四男の仕送りで行っている。域外流出者が、相続や扶養から外されることが多いとしても、本例では、こうした空間的な隔たりを越えて、なお民俗が生きている。したがって隠居家もその敷地も、母の死後は四男のものになろう、というのが周囲の観測である。

ところでこれまでの諸例では、母があとに残って、しかもこの母に再隠居の気配がないために、一、二の例を除いて、隠居分について、父の分、母の分といった区別が、かならずしも明瞭でなかった。次例は、たまたま父が後妻をむかえたという事情が加わって、この点が顕在化したとみることができる。

例 13 M 家

すなわち父は、先妻とのあいだに四男、二女を持った。しかしこのうち末子（四男）は、戦死する。さて長男は、父二四歳のときの子であるが、かれ自身は、昭和四年に結婚する。二三歳であった。当時は船乗りだったが、のち農業に転じた。次男は、長男と二つちがいであったが、これは昭和七年、村内に養子として出した。ところで両親は、長男夫婦と同居三年ののち、隠居分家をおこなう。連れて出たのは、長女・三男・次女・四男の四人である。この隠居家は、父と長男とが協力して建てた。そしてこの隠居家から、長女を三井樂に出嫁させ、次女を修道院に入れることになった。そして三男は、昭和二年に結婚する。ところが親は、これまた同居三年ののちに、三男夫婦を残して、もう一度、隠居をおこなう。末子は出征中なので、完全隠居の形である。父五八歳のときである。建築費は父が負担し、長男・三男は労力だけを提供した。しかし母は隠居の翌年、五八歳で死亡し、父は、年次不詳であるが、戦

後、再婚をおこなう。そして父は、これまた年次不詳であるがすでに死亡し、後妻だけが在世中である。財産分けは、別表のとおりである。長男と三男とは、均分の線で貰われている。養出した次男には、分与はない。これらの分与は、それぞれが世帯を持った段階でなされた。そして隠居分としては、田の全部（〇・八反）と畑二反とが残された。隠居分としては多いようにみえるが、これは出征中の末子のことを考えての措置であったという。もっともこの

昭4 婚承
本家継承
昭6 出養子
楠原郷
昭12 婚
三井楽町
昭12 婚家
隠居分家
修長 道院
戦 崎市 死

例13 M家

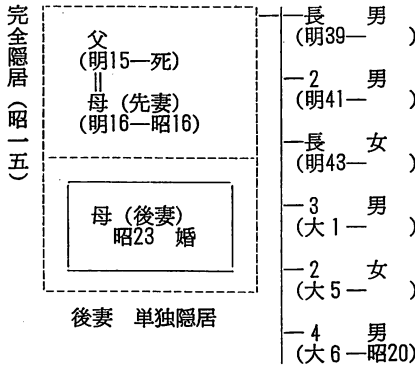


表6 M家財産分与

	田	畑	山	林
長 男	—	3.0	0.5	
3 男	—	3.0	0.5	
隠 居 分	0.8	2.0	0.3	
計	0.8	8.0	1.3	

措置は、末子が戦死して、不用のものとなった。ところが隠居分については、さらに再配分の問題がおこってくる。というのは、父は隠居後、田一・八反を手に入れた。おそらく小作していた耕地を、農地解放で買収したものとされる。そこで保留していた田〇・八反は、これを長男に分与した。ただこれは母（後妻）が長男の嫁に好意的であって、また老後はこの嫁に看てもらう、という約束のものと贈与だという。そして購入した一・八反は、これを父の分と母の分とに等分し、父の分は長男が、母の分は三男が耕し、収益は母の隠居家に届けている。畑二反についても、同様である。

る。

事例の提示は、とりあえず以上にとどめたい。ただこの最後の例からすると、母の再隠居が実現しても、その落着き先は、三男家でない。長男家への路線変更が濃厚である。にしても父の再婚、隠居分のプラス・アルファなど、特殊条件が加わったこともあって、かえって父||長男、母||次男の線が、かなりはっきり打ちだされた、とみることができる。

六分牌式との連続

そこで水之浦を含めた楠原地区の慣行については、大筋では武井氏の記述の線を確認することができるであろう。繰り返すならば、子どもの分封をすませたのち、老夫婦は二人だけの完全隠居の態勢に入る。そして完全隠居中、配偶者が死亡すれば、父は長男家、母は次男家へと再隠居の道が準備されている。われわれは、ついに発見できなかったが、配偶者の死亡だけでなく、再隠居の動機としては、武井氏という「日常の起居も不自由」も挙げられるかと思う。けれどもそうした再隠居への準備にもかかわらず、この境遇に入ること、老人たちが熱望しているとは思えない。少なくとも配偶者の死亡また「起居も不自由」という事態になれば、自動的に再隠居となるようにはみえない。老夫婦の願いは、むしろ完全隠居の達成に置かれる。そして再隠居は、さきにも述べたように、「老後の支え」といった印象が強い。これは長男以下の順次分封という、家族核化の趣旨からしても、当然であろう。そして再隠居は、この趣旨からすれば、やむをえない最終段階の措置であって、そうなることを望んでいるのではない。

なお武井氏は、分封の過程を隠居分家型のように推定した。しかしわれわれの調査にもとづくかぎり、この型はか

りではなく、長子相続型・末子相続型も現われた。いや混合型DやEのように、隠居分家型や末子相続型の変型も出現した。たしかに長子相続型は、家族核化の線からは離れてくる。しかしこの出現率は、二割に達せず、また例示したように、この型には、家族周期の変調その他にもとづく、特殊な事情をうかがうことができた。が、この長子相続型を除けば、他の四型は、いずれも家族の核化にむかっている。加えて域外流出という最近の風潮が、この方向を一層推し進めたともいえる。したがってこの家族核化の延長線上に完全隠居を位置せしめても、そう不自然ではないであらう。なおこの完全隠居への願いは、べつに老夫婦そろっての形にかぎらない。例示したように、分封の過程で配偶者が死亡したような場合、残った片親（とくに母）だけでも、隠居をとげようとする。また隠居中に配偶者を失なっても、残った片親は、なかなか再隠居に踏切ろうとはしない。それから例示は避けたけれども、子どもは同居を勧めたが、これを断わって、養老院に入った老婆さえ現われた。

そこでわれわれの見解であるが、もし分住隠居というのが、生前に父母がそれぞれ居を別にする慣行だとするならば、対象部落のそれは、この分住隠居には当たらない。もっとも完全隠居中に、父母ともに「起居が不自由」にでもなれば、この種の分住が実現しないとは言いかねない。ただそうした例は、今回の調査では、検出できなかった。ところが対象部落と酷似した慣行が、実は広島県の離島からも報告されている。同県豊田郡豊浜町豊島の小野浦部落がそれである。そしてこの慣行は、土田英雄氏によると次のようである。小野浦はかつては家船式（¹）の漁村であつて、ここでは長男から順次、舟一艘ずつを貰つて、独立していった。そして子どもの始末がみなつくと、親は完全隠居の態勢に入る。こうして元気なうちは隠居生活を続けるが、ただ老衰したとき、または一方の死別で、片親となったよう

なとき、父親の世話はアニキが、母親の世話はおトウト（次子）がすることになる。この分担扶養義務は、かなり徹底していて、子どもが他出している場合でも、本人が直接送金したり、または村内の血縁者を代理に頼んだりして、その責任を果たそうとする。親が死んだときの葬式はもちろん、さらに法事の責任も、アニキとおトウトが分担する。しかし親の生存中は、両親が兄宅、弟宅に別かれて住むことはなく、いわゆる分任隠居慣行はおこなわれていない。⁽²⁾

(1) 土田英雄「隠居慣行の地域的比較」(『ソシオロジー』54・55合併号、一六八頁。なお同浦は、竹田且氏の『民俗慣行としての隠居の研究』(二四—二頁)にも出てくるが、ただ同氏は土田氏の言うようなタイプに一元化しているのではない。別に完全隠居後、親はどの子どもにかかるかを検討するが、末子に看てもらうことが多いという。一種の選定相続ないしは末子相続であろう。

(2) また土田氏は、別のところで、「末期の世話を受けるときだけ、かかり子に引きとられる」(一六七頁)とも述べている。ここでいうかかり子は、父なら長男、母なら次男のことであろうから、やはり生前における親のUターンは、ほとんど実現しないことになりそうである。

一方は瀬戸内海にあって、漂海民の伝統をもつ漁村である。これと五島の畑作村ないし一本ぶりの漁村とのあいだに、なにか具体的な交渉があったということは、ほとんど考えられない。にもかかわらず、このような類似のみられることは、きわめて注目すべきであろう。五島居付民の家族慣行については、これをキリスト教の平等主義・合理主義にその根拠を求める説も、おこなわれている。われわれは、これを全面的に否定するだけの資料を欠いている。ただキリスト教とは無関係な地点にも、以上のような酷似が見出されると、キリスト教以外の文脈も、検討する必要があるのであろう。

表7 分住隠居分類（竹田）

	普通分家型	隠居分家型	計
分住	1	1	2
分牌	2	6	8
分住・分牌	3	2	5
計	6	9	15

ところで竹田氏は、いわゆる分住隠居として、一四地点、一五例を指摘しているが、いまこれを(一)分住、(二)分牌、(三)分住・分牌複合に分け、さらにそれを(一)普通分家型と(二)隠居分家型とに区別すると、表7のようになる。これによると、同じ分住といっても、分住だけというのは二例にとどまって、五例は分住・分牌複合のものである。それから分牌だけというのが、一五例中の八例、つまり半分以上を占める。なおこの一五例の地域分布は、東北・関東・北陸は皆無、中部五、四国一、山陽一で、他の八例は九州にみられる。検出された地点だけのことであるが、およそ西日本、とりわけ西南日本の慣行であることは、ほぼ推定してよいであろう。ところでわれわれにとって当面の問題は、隠居分家型の分住隠居ということになってくる。そこで九州の八例についてながめてみると、このうち六例までが隠居分家型に属する。この型の総

事例は九例なので、九州の分住隠居は、およそ隠居分家型といってよいであろう。けれどもまったくの分住だけというものは、たびたび引合いに出した五島崎山だけであって、四例は分牌式、一例が分住・分牌複合ということになる。しかし九州における分住の仕方は、われわれの対象部落および土田氏の挙げる小野浦と同じではない。五島崎山が隠居分家のあげく、母は末子家ないし次男家に残り、父だけが長男家に戻るということは、すでに指摘したとおりである。また口永良部島では、末子との同居のあげく、父は長男家に、母は次男家に行くという点も、すでにこれを述べておいた。いずれも完全隠居の段階を欠いている。さらに長崎県北松浦郡小値賀町浜津では、長男に本家を譲って

隠居分家をおこなうが、次男が結婚して生活のメドがつくと、父親だけが長男のところに戻る。これは次男分家型の分住の場合、母親が次男家について出ると、ちょうど反対である。鹿児島県大島郡十島村宝島では、さきにも述べたように、長男に本家を渡したあと、家族は釜屋と呼ばれる隠居家に移る。そして次男が独立すると、母親はこの次男について出る、といわれる。これはさきの小値賀町の事例に、釜屋というワン・クシツンを加えたものとみることが出来る。ここでも完全隠居を欠く公算が高い。さらにわれわれの例では、完全隠居というワン・ステップを踏んでも、なお分住隠居には移行しない。いや移行しても、片親だけの移行なので、これは分住ということにはならない。民俗史家ではないので、われわれは、これら慣行の前後関係を問うことはできない。ただ完全隠居に徹しようとする姿勢の強いことが言えるだけである。

(一) 竹田前掲書、四四五頁。

もっとも分住ということばを、死後の分住、すなわち分牌までも含めての意味だとすれば、事態は大きく変わってくる。事実、慣行の性格としては、現世の分住と死後の分住とは連続している、とみるのが素直な線であろう。というのは、まったくギリギリの時期に、また死の時点において、父の移動を報告している例がみられるからである。たとえば山口県柳井市に属する平郡島東平郡の浦では、両親とも次男家においても、死病とわかると、父だけが長男家に引き取られる。また鹿児島県熊毛郡屋久島の麦生では、末子と同居していても、父は息のあるうちに長男家に移される。そして父の棺は長男が、母のそれは次男が担ぐのがならわしであった。それから三重県志摩郡和具町（現、志摩町）では、隠居家で死亡しても、父の遺体は本家に返された。また同郡磯部町の穴川でも、次男分家で父親が死ぬ

と、遺体はすぐ長男家に移された、等々。とくに平郡島では、隠居分をそれぞれ父の分、母の分とに分け、これを位牌地と呼んでいる。とすれば、生前・死後の連続は、ほぼ推定してよいであろう。

ではわれわれの対象部落の場合は、どうであろうか。なるほど一部では、父母それぞれにUターンの事実が認められた。またほとんどの場合、なにがしかの隠居分が設定され、この隠居分を父母それぞれに分割する事実も観察された。なおこれはカトリックとしては異様であるが、武井氏はこの隠居分をイハイヅキ（位牌付き？）と呼んでいると報告している。とすれば大筋としては、生前・死後の連続を認めてよいであろう。ただこの点に関するわれわれの資料は、まことにとぼしい。すでに述べたように、生前の相続慣行に主眼を置いたため、隠居の事実には及んでも、さらに分牌や供養など、死後や死後との連続にまで、われわれの手は伸びなかった。再調査を待つ以外にはない。そこで以下の記述も、実は正確な観察にもとづいての発言ではない。面接の過程でえられた断片的な資料に、われわれの推定を加えたにすぎない。

隠居分の設定は、確かに分牌供養を支える有力な物的基礎とみることができる。ただ当地の慣行は、完全隠居がたてまえなので、この隠居分も、当面は老後の生活の資としてつかわれる。だから諸例でみたように、隠居分を相続分から控除することはあっても、この控除のさい、あえて父の隠居分、母の隠居分というように区別することは、めったにない。あるいは当人たちのあいだでは、暗黙の含みがあるかもしれないが、これが表面に出てくることはない。また片親だけで単独隠居をとげたときには、べつに父の分、母の分という区別を設ける必要がない。完全隠居をせず、どの子どもにかかった場合、この親が死んだときには、その葬式は、かかり子から出す。平郡島や志摩のよう

に、父を長男家に戻し、長男が葬儀を主宰するようなことはない。なおこうしたかかり子を持つ老人でも、相対的な自立をめざす人たちは、なお隠居分を控除している。けれども、これは当然の道筋として、死後はかかり子の所有とということになってくる。

では完全隠居中に一方が死亡した場合は、どうなるであろうか。もともと未分化のまま設定された隠居分なので、これは残った父、または残った母の分となる。したがって残ったのが父ならば長男に、母ならば次男に渡すのがすじとなってくる。なるほどA家では、父は最後には長男家で養われた。にもかかわらず隠居分は、長男と三男（実質次男）とで折半された。しかしこれは、生前、兄弟二人で隠居家を経済的に援助したことと、おそらく無関係ではない。また最後に扶養したという実績があるので、隠居家の土地と建物とは、三男を排して、長男のものとなった。C家では、父の隠居分と母の隠居分とが区別され、母の分はいったん三男（実質次男）につけられた。しかし母が次男（実質長男）の世話になったので、この分は次男のほうに移された。民俗の線もさることながら、そこには生活・扶養の事実がからんでくる。H家では、残った父は、最後まで隠居家にとどまった。が、隠居分は長男と三男（実質次男）とで分配された。しかしこれも、「生前の貢献度を勘案」してのことであった。J家では、財産の分与は、不在の次男・四男を含めて、兄弟三人のあいだで均分された。しかし隠居分は、母が残留したにもかかわらず、在村の長男につけられた。

このように、ことはかならずしも民俗の線どおりには運ばない。M家では、先妻との完全隠居中は隠居分に父の分、母の分の区別はなかったらしい。が、後妻をむかえ、かつ隠居分の増額をみてからは、この区別がつけられた。

そしてこれは、長男と三男（実質次男）とで分けられた。けれどももともと隠居分は、母（後妻）が長男の嫁に好意のだったために、長男家につけられることになった。民俗の路線は、半ばは守られ、半ばは乱されたことになる。L家では、五島―横須賀という空間的な距離を越えて、母と四男（実質次男）のつながりが維持された。四男としては、民俗の路線を守ったことになろうが、母としては隠居家の建築費、毎月の仕送りといった生活上の事実を無視することができない。隠居分を四男につけようとする気配も、こうした実績を勘案してのことと思われる。

なおこれにはわれわれの印象が加わるけれども、対象部落の場合、たとえ民俗路線の変更または修正がおこなわれても、そのことはべつに非難の対象とはならない。これを“as granted”とみるか、それとも“permissible”とするかは、微妙な点であろうが、民俗もそう“rigid”な形で具体化されるのではない。そのことだけは、言えそうである。だからL家のようなのは、むしろ例外であって、他出者は、当然のことのように、相続・扶養を含めて、家族動態の枠外に置かれる。聖職者については、なおさらのことである。また対象部落の場合、完全隠居をとげずに、どの子どもかにかかったのが、三割程度現われた。これらについては、たとえ隠居分の設定はあっても、その行方は判然としている。さらにここでは、父の分、母の分という区別の必要さえもない。

そこで本節の見出しに掲げた分牌式との連続、この問題に移りたい。表7のように、竹田氏の報告によれば、全国的には検出事例一五のうち、分住二、分牌八、分住・分牌複合五という結果が示された。また九州にかぎっていえば、分住一、分牌四、分住・分牌複合一、ということになった。いずれにしても、分牌だけというのが、過半ないし半数に当たる。対象部落に関しては、さきにも述べたように、分住の概念は妥当しない。しかし分住を残された父の長

男家へ、残された母の次男家への単独移動、分牌を死後の祭祀とその責任の所在、このように置き換えるならば、対象部落の民俗路線は、おそらく分住・分牌複合を目標しているように推定される。なるほどB家の次男には、母を扶養した実績はなかった。にもかかわらず、母の隠居分はこの次男につけられた。そしてその理由は、母の供養を次男がすることであった。にもかかわらず、これはわれわれが修正した分住・分牌複合ではなくて、分牌だけということにもなりかねない。しかしこれには、母の生前、次男の嫁とうまくいっていた事実もあったように聞いている。K家では、次男（実質長男）に家を持たせたが、三男が結婚するまえに、父親が死亡した。父の葬儀は、当然、次男の責任となってくる。この段階では、分牌もなにもありえないからである。ところが母は、三男に本家を相続させ、すべての分封をすませてから、単独隠居の生活に入った。こうして六男の世話を受けながら、単独隠居のままで死亡するが、母の隠居分は、この六男がうけつぐことになった。そして葬儀も、六男がこれをとりしきった。すでに述べたように、当家の次男は長崎に出て、ついに帰らなかつた。それで財産分けからも除外された。だから実質長男と言ったけれども、この表現も実は不正確である。しかし父死亡の段階では、この次男が責任者とならざるをえない。文字どおりの実質長男は、本家を継いだ三男に見立てたほうが正しい。そして四男は幼死し、五男は養子に出したので、母の世話をし、母の葬儀を主宰した六男が、次男役ということになる。母は晩年、六男家に入りこむことはなかったが、生前の路線はすでに敷かれていた。そしてこれが死後にまで延長された、とみてよいであろう。

だいたい隠居家は、老人だけの暮らしなので、手狭なものが多い。葬儀そのものは、教会で営まれるが、準備万端は子どもの家で進められる。分担は、まずこの準備の場所をどこにするか、に現われてくる。生前の路線が敷かれて

いれば、父は長男家、母は次男家ということになってくる。とはいっても親の葬儀なので、責任者にすべてをまかせられるのではない。出嫁した娘を含めて、子どもたちが協力する。次に石碑の建立であるが、隠居分の特別配分でもあれば、はなしは別である。これも子どもたちの共同出費によることが多い。せいぜい出費額の多少といった区別であるという。もつとも墓場の管理や、死後の供養については、だいたい父は長男、母は次男の路線が延長される。ただカトリック家族なので、分牌とはいっても、実は牌に当たる象徴を欠いている。クリスチャン・ネームを記した木片が、一部では見受けられるが、もともとこの宗教では、位牌というものがない。これは家庭にもなければ、教会にもない。だから長男が父の生前・死後の世話をし、次男が母の生前・死後の面倒をみたとしても、父が長男家、母が次男家の先祖になるといった観念はない。いや本家・分家の区別さえ、はなはだあいまいである。そして死者の霊は、命日に教会でミサをあげてもらって、これがなぐさめられる。また一月の「死者の日」には、物故した信者たちの霊が一括して祀られる。ミサは、たまたま帰郷した他出者が、特別にあげてもらうということもある。しかし定期のミサの責任と、神父に捧げるミサ料とは、おおむね父の分は長男、母の分は次男といった分担でおこなわれている。

む す び — 志摩国府の再隠居との比較 —

こうして分牌式との連続という前節の問題については、おおよその線は推定できても、なおこれを裏づける具体的な資料が十分ではない。冒頭でも述べたツメの甘さである。というわけでこの問題に関しては、未完のままで終わらざるをえない。しかし生前の事実については、一言加えておく点があるように思われる。ふたたび再隠居の問題であ

るけれども、われわれは本稿のはじめで、対象村落の場合、当地の慣行を再隠居のひとつの型とすることができると、対象部落の慣行と志摩のそれとは、あきらかにちがっている。しかしこれをとりまく族制的文脈を考えてみると、この二つを再隠居の型とするには、なお検討の余地を残している。これが保留した理由である。にしてもその相違点を指摘しておくのは、本稿にとっても必要のように考えられる。そこでこれらに触れて、結びとすることにした。

だいたい志摩は、漁村を中心として、隠居慣行のさかんな土地柄として知られている。すでにいろいろな報告が寄せられているが、われわれのいう再隠居の例としては、まず国府と船越とが注目されるであろう。ただここでは構造的によりはっきりしていると思われる国府をとって、この慣行のあらましを述べてみることにしたい。国府は志摩郡中央部の東端に位置する農村であるが、平均反別は七・七反、うち水田が三分の二を占める。戸数二六〇、副業として海苔と真珠の養殖を営んでいる。しかしおよそ純農村と見立てることができる。さて当地では、長男に嫁をむかえて、はじめての子ができると、親は一年以内に家族をともなって、隠居家(棟)に移るならわしとなっている。隠居家は多く屋敷内に設けられている。別居・別財・別カマドの隠居生活が始まるわけであるが、親は母屋(本家)を出るとき、隠居分を持って出る。その額は、連れて出る家族の員数によってちがってくる。ただ財産の名義は、長男に変えることはなく、父親のままにしておく。さて隠居家では、次男以下の他出、娘の出嫁が進められる。当地では、昔から戸が制限されているので、次男以下の村内分家はない。また隠居世帯は、その員数が減るにしがって、隠居

分は部分的に本家に返される。こうしているうちに、母屋のほうでは息子（孫）が成長して、やがて結婚ということになってくる。つまり当主にも隠居の時期が迫ってくる。こうして両親は、もう一度隠居して、当主が隠居家へと移動する。この場合、最初の隠居を中隠居と呼び、再度の隠居を大隠居または閑居と称する。そこで祖父母・父母・長男夫婦という表現をつかえば、祖父母が大隠居または閑居、父母が中隠居、長男夫婦が当主ということになる。大隠居の建物も屋敷内にあつて、結局、三世帯三夫婦が楨で囲まれた屋敷内で、別々の生活を送ることになる。大隠居もわずかの土地を耕し、または内職などをして、別居・別財・別カマドの暮らしを維持しようとする。こうして老夫婦は、隠居家で生涯を終わることになる。⁽¹⁾

(1) 吾妻東策『嫁の天国』昭和三四年、二七―四四頁。なお船越については、大間知篤三「志摩船越の隠居複世帯制」（文化財保護委員会編『志摩の年齢階梯制』昭和四〇年、六九―一〇一頁）がくわしい。

詳細は省いて、隠居分家型の隠居・再隠居という点から、この国府の隠居制を検討してみたい。当地でも親が隠居家へと移るさい、長男夫婦を残して、家族づれで出るので、分封のタイプとしては隠居分家型に属している。ただ子どもの始末は、みなこの隠居家のほうでつけるので、これ以上、隠居分家を繰り返すことはない。こうして結局は、父母だけが隠居家に残留する。そして当主（長男）の隠居時期が迫ると、この隠居家（中隠居）を長男夫婦（およびこの長男の次子以下）に渡して、大隠居（または閑居）へと移動する。しかし中隠居・大隠居とも、夫婦同伴の隠居なので、いわゆる分住制とはなんの關係もない。ただ国府の慣行では、隠居は長男の結婚後、比較的早い時期になされる。土田氏の計算によると、戦前ではこれが父五三・九歳、戦後では五四・九歳のときであつた。また母屋を

渡されたいの長男の年齢は、二六歳から二九歳のあいだであった。⁽¹⁾ところでこの隠居開始の年齢からすれば、もし慣行どおりに中隠居が大隠居に押しあげられても、生命周期の点から、大隠居の発現率は低下して下ることが想定される。事実、土田氏の調査によると、大隠居が実現してもよい世帯、すなわち三世代夫婦世帯（氏はこれを閑居該当世帯と呼ぶのであるが）を三三戸挙げている。これは中隠居のみの世帯九七に対して、三分の一に下落する。そして実際に大隠居・中隠居の双方を含むのは、一五戸にすぎない。すなわち発現率は、該当世帯のさらに半数以下に下落する。いや隠居該当世帯でも、隠居が成立せず、二世代同居のままのが四五戸も数えられる。以上は、昭和三年の実績であるが、これは四一年になっても、大きな変化はない（表8参照）。⁽²⁾諸般の事情がからんで、慣行もそのまま実現しないことがわかる。同氏によると、隠居棟（中隠居）から閑居棟（大隠居）への移転は、そう嚴重なものではない。閑居者がそのまま中隠居に居坐って、新隠居者と同居することもあり、新隠居者が閑居棟を利用して居る例もあるという。なお昭和三三年当時の閑居棟で、祖父母のそろっているのが二、祖父のみが二、祖母のみが八、祖母と傍系親というのが二となっている。⁽³⁾

(1) 土田英雄「隠居慣行の推移（第2報）——志摩国府の場合——」（『大阪教育大学紀要』第一九号第II部門、昭和四五年、六一—六三頁）。

(2) 同、第1報、第一七卷第II部門、昭和四三年、四八頁。

(3) 同、第2報、六三頁。

そこで同氏は、こう述べている。「家族の周期的な発展段階から見て、三世代夫婦が隠居・閑居を実現できる事例は、そんなに多くなく、また祖父母の世代と父母の世代との間の別世帯制（閑居）は、隠居・本家間の別世帯制と比

表8 国府の隠居制世帯（土田）

昭 33	昭 41	非 該 当 世 帯	隠居該当		閑居該当			合 計
			2 世 代 同 居	隠 居 世 帯	3 世 代 同 居	閑 居 ・ 未 閑 居	閑 居 ・ 閑 居	
非 該 当 世 帯		54	17	9	—	—	—	80
隠居該 当世帯	2 世 代 同 居	13	14	17	1	—	—	45
	閑 居 世 帯	4	—	72	—	15	6	97
閑 居 該 当 世 帯	3 世 代 同 居	—	2	—	—	—	—	2
	閑 居 ・ 未 閑 居	8	—	—	—	6	2	16
	閑 居 ・ 閑 居	1	—	7	—	1	6	15
合 計		80	33	105	1	22	14	255

はこれを大間知氏と同じく、隠居複世帯制と言うのであるが)

べて、隠居慣行の基本的原則に触れる問題ではないので、国府ではあまり重視されていない。したがって国府の隠居・閑居慣行の中心目標も、やはり本家世帯をあとつぎ夫婦にまかせて、別居・別食・別財の原則を貫きながら、親が表向き隠居の地位に退くことであり、祖父母・父母世代間の別世帯制（閑居）は、これに付随したことがらにすぎない⁽¹⁾。世代別の異居は、きわめて珍しい慣行であるにもかかわらず、同氏によれば、隠居制家族のポイントは、跡とり夫婦と親夫婦とが異居する点に求められる。そして父母と祖父母とは、ともに隠居として、同質または連続の姿においてとらえられる。そういうことになるであろう。

(1) 前掲、第1報、五〇頁。

土田氏の見解は、傾聴にあたいするけれども、しかしモデルとして考えた場合、国府の隠居制家族（同氏

ちここでは、隠居者・再隠居者には、本家へのUターンの機会がない。なるほど当地の隠居所は、同じ屋敷内に設けられて、空間的には接近している。また日常の交流もあり、互助の慣行もみられる。それになによりも、本家・中隠居・大隠居は、別々の「戸」を形成しているのではない。対外的には、これらを合わせたものが一戸とみなされる。隠居も閑居も、分派世帯にすぎない。⁽¹⁾公課・賦役の類も、別々になることはない。だから隠居分として持ちだした耕地も、のちには本家に返される。隠居分も、つきつめれば、用益権にすぎない。隠居者が一代で稼いだものは別として、先祖代々の財産にはこうした「家産」の性格が強い。事実、この財産は、長男によって一括相続される。にもかかわらず当地の隠居制は、これを通日本的な「家」と対照させた場合、やはり不協和の響きを否定することができない。

(一)「戸」の実権と名儀とは、中隠居が掌握しているというので、この点に注目すると、本拠世帯・分派世帯の別も、かなり微妙なものとなってくる。

周知のように東北・北陸は、一部を除いて、藩権力の重圧もあって、いわゆる「無隠居地帯」を形成してきた。また「家」制度のもとでは、たとえ親が隠居家に別居しても、それは同財の退隠生活を営むことが多かった。少なくとも国府のように、経営上の独立はみられない。国府はやはり族制上、かなり特異な存在としなくてはならない。特異といえば、それだけではない。さきにも触れたように、ここでは次男以下の村内分家が忌避された。土田氏によると、実際には明治以降、本家数一五一に対して、一〇六の分家を数えているが、もし旧慣が不分家という線であったならば、ここでは長子の一括相続ということが自動的に成立する。なるほど分地制限令にもとづいて、諸藩にあっても、

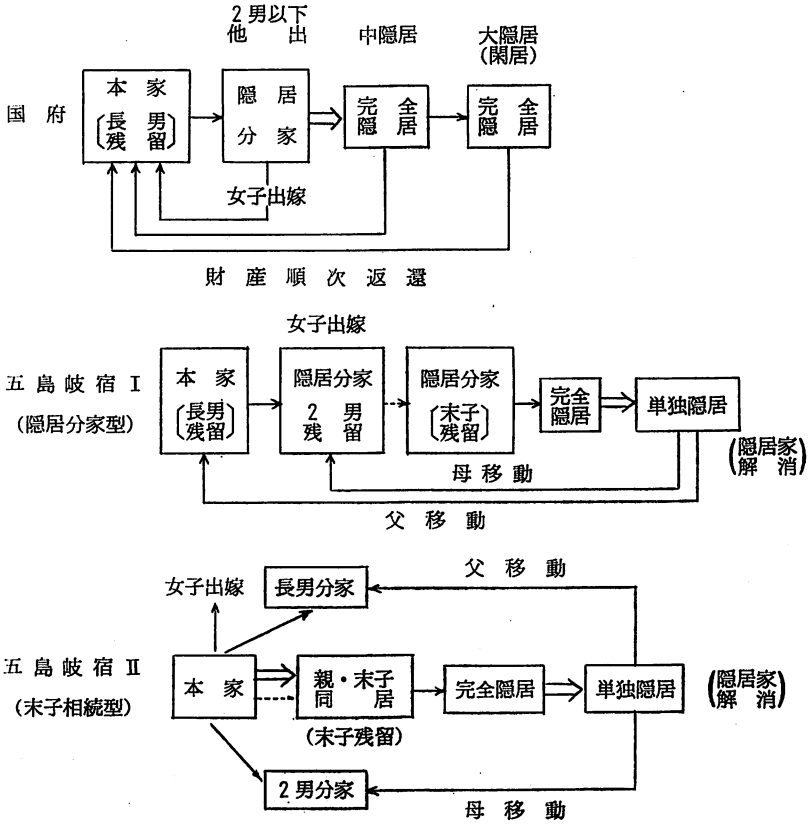
高一〇石以下の分家禁止されていた。藩政期、国府の実態がどうであったかは、知る由もないけれども、もし文字どおりの不分家だったならば、ここでは「家」の一要件とされる同族団など、できるはずがない。といつてこの同族団に代わって、本家・隠居・閑居という複世帯制が生まれたとは、なお考えられない。もともと同族団は、本家を頂点として、下の世代、下の系譜に分家群が付着してくる。世代・系譜をさかのぼって、隠居・閑居が付着するのは、同族団の態をなさない。

本筋に戻ることにはしたい。さきにも述べたように、国府を取りあげたのは、本稿の対象部落との差異をみるためであった。そこで隠居に入るまえ、家族分封の姿がどうであったかに注目すると、国府では、前述のように、長男夫婦に初子ができると、一年ぐらいのあいだに、親が隠居分家をおこなう。隠居棟は、すでに屋敷内に用意されている。そしてこの隠居棟を本拠として、世帯員の分封が進められる。しかし次男以下の村内分家は、忌避の方向にある。つまりこうした子どもの放出によって、隠居分家が父母の完全隠居へと変身する。そして長男にも隠居の時期が迫ると、押しあげられるように、閑居へと再隠居をおこなう。なおこれら隠居者には、Uターンの機会がない。だから大隠居でも、葬式のための金は、まえから用意してあるという。

これに対してわれわれの対象地点では、家族分封のプロセスに隠居分家型と末子相続型の二つが区別される（別図参照）。混合型Dは隠居分家型の変形、混合型Eは末子相続型の変形である。まず隠居分家型の場合、長男を本家に残して、親と未婚の子どもとで隠居分家をおこなう点は、国府のそれと同じである。ただし五島の隠居家は、国府のように常備の建物ではない。また同じ屋敷内にあるとはかぎらない。だいたい畑作村や漁村のことなので、屋敷とい

図4 国府・五島分封対照

五島の隠居制家族



った囲いこみはとぼしく、本家と隠居家とは、かなり分散してくる。またわれわれの対象部落では、完全隠居分家がなされるので、次男の結婚を契機として、親子にまで及ぶ。国府のように、隠居家に定着しているのではない。しかもわれわれの例では、末子に最後の家を与えて、親はさらに完全隠居の態勢に入るので、ここでも移動がおこなわれる。移動をとまなわないの

は、完全隠居中に配偶者が死亡して、単独隠居に入るときだけである。しかしこれは自然のプロセスであって、意図的なものではない。これに対して末子相続型では、親と末子とは本家にとどまって、長男以下の分家、女子の出嫁がここで進められる。しかし親は、末子に本家を渡して、さらに完全隠居の態勢に入る。そしてこのとき、はじめて移動がおこなわれる。なお単独隠居への移行は、隠居分家型の場合と同じである。ところでわれわれの事例では、少なくとも民俗の線としては、単独隠居ののち、父は長男家へ、母は次男家へという方向を認めることができた。再隠居というのは、この事態を指すことになる。しかしこの事態は、家族核化の原則からして、その発現率をそう高く評価することはできない。したがってこの再隠居が霊界に繰りのべられることも考えられてくる。ところで国府にあって、再隠居すなわち閑居の発現率は、そう高くはない。また当地の再隠居は、夫婦同伴なので、分住・分牌をなんら条件としていない。位牌は、老夫婦の分そろって、本家に安置されるはずである。

こうして親の移動、世帯員の移動という点では、国府と対象部落とを一律に扱うことはできない。いや五島の場合には、同じく家族の核化を目的としながらも、これに至るプロセスでは、国府にはまったく見られない末子相続型の移動も現われた。さらに財産に対する考え方が、まったく異なる点も注目すべきであろう。国府がもし不分家をたてまえていたならば、ここでは財産の分与そのものがおこりえない。これに対して対象地点では、家族の核化が執念のように進められる。そしてこの核化のさいには、かならず財産の分与をとまう。それもさきの諸例のように、均分または均分に近い線が強い。とうてい「家産」の観念ではない。「家産」ならば、こうやすやすと分けるはずがない。そしてこの「家産」の背景に、いわゆる「家」の観念を認めるならば、対象地点の家族は、「家」の姿勢にと

ほしいとしなくてはならない。国府の場合、世代別の異居によって、たとえ通日本的な「家」からは逸脱していても、なお「家」への傾斜を否定することができない。いや分地制限令を地でいったとみるならば、「家」のステロ版という評価も生まれてくる。

これに対してわれわれの対象部落にあつては、家族集団の分裂にともなつて、財産もまた分裂する。国府では、不要になつた隠居分は、これが本家に戻された。ところが五島では、親の持つて出た財産、長男・次男等に渡された財産は、二度と本家に戻ることはない。いや本家・分家という識別も、実態ははなはだあいまいである。さきに述べたとおりであるが、なおこのことは、問題の再隠居を例にとつてもいえる。隠居分家式の分封をとげて、完全隠居↓単独隠居を経て、父が長男家に戻つた場合、これには直系家族や「家」の片鱗を認めることができる。本家もといえへと復帰したからである。しかし末子相続式の分封では、この場合の長男は、実は分家ぶんかの身分である。そこに父親が戻つても、これは「家」への復帰とみることはできない。

そこでごく大胆に割りきるならば、国府では次男以下の域外放出、または非農家的な分家をおこなうことによつて、直系家族のいわば純粹培養がはかられる。にもかかわらずここでは、世代別の異居という垂直的ちゅうじきの分化が進行する。しかしこの分化も、しよせん「家」集団内部の分化にすぎない。だからやがて隠居分は返され、位牌は本家に安置され、祭祀の経営も、本家の名においておこなわれる。一種の統合である。ただ当主から隠居へ、隠居から閑居へという移行は、通時的に続行する。だからこの統合も、完結することはない。すなわち世代的分裂を含んだ「家」共同体、という矛盾的性格は、いぜんとして残ることにならう。これに対してわれわれの対象部落では、家族集団の分

裂を絶えず目的としている。そしてこれは隠居分家式に、または末子相続式に、すべての子どもの核化、いふならば水平的分化として進行する。そしてついに完全隠居という事態をむかえて、垂直的分化が実現する。しかし最終段階となつて、霊界をも含めて、父親の長男家へ、母親の次男家への復帰となつて、ここで一種の統合が結果される。ただこの復帰は、かつての家族集団の復元を意図してなされるのではない。長男家と次男家とは、すでに核分裂をとげている。したがつてそのそれぞれに復帰しても、すでに旧態への復帰ではない。分裂ないし過分裂のアフターケアにすぎない。要するに国府の世代別の異居は、「家」集団内部の分裂だったのに対して、五島のそれは、対外的な分裂を特色としている。そして再隠居も、そうして分裂ないし過分裂の事後措置として実現することになる。

ところで五島の完全隠居、国府の世代別異居、この二つをながめた場合、そこにはなにか合理的な配慮の加わっていることが印象づけられる。そしてこの点が、双方とも伝統的な家族慣行でありながら、なお異様にうつるゆえんであろう。こうして国府は、ヨメとシウトメのトラブルがおこりえない『嫁の天国』とされることになった。また親夫婦と子夫婦とが経営を別にしてるので、ここでは生産・経営上の競争さえみられるという。⁽¹⁾ところで末子相続や隠居分家など、われわれのいう不定相続の最大拠点は、鹿児島県であるが、本県の農家について、川口諦氏は、「家」の重庄とは無関係な若夫婦が、それだけに営農にいそむ姿を家族周期的に分析している。⁽²⁾さらに石神兼文氏は、同県指宿郡額姪町の青戸部落において、ひとり子や養子のように単独相続をおこなつた農家と、兄弟がいるために共同相続（分割）となつた農家とを比較してみた。⁽³⁾比較の焦点は、相続後の増反傾向にあつたが、その結果、あきらかに共同相続農家のほうに高い営農意欲、つまり増反傾向が認められた。分けてもらつただけでは生活が苦しい、という

事情もあろうが、新家庭が他にわずらわされることなく、おのれの責任と計画とによって経営できるということも、また事実であろう。五島に関しては、これらと見合った資料は、まだ検出できないが、ただわれわれの**とぼしい**観察からすれば、当地の老人は、予想に反して長命であり、また暗い影をとどめていない。⁽⁴⁾この島々の老人、とりわけ末子相続や隠居分家をおこなった家の親たちは、子どもの分封をみな済ますまで、戸主として働かなくてはならない。いや完全隠居、さらに単独隠居の身となっても、なお労働からは解放されない。これは国府の隠居や閑居と類似している点である。にもかかわらず五島の老人たちには、長寿と精神的な安定とが観察される。横道にそれるけれども、老人福祉のありかたについて、検討すべき問題をとどめているように思われる。⁽⁵⁾

(1) 吾妻東策、前掲書、三五頁。

(2) 川口諦「鹿児島農村の家族形態と土地所有」(『村落社会研究』第一集、昭和四〇年、二〇四頁)。

(3) 石神兼文「鹿児島県における末子相続 その二」(鹿児島大学文理学部『社会科学報告』第一〇号、昭和三八年、八四―八五頁)。

(4) 計数的には、小著『五島カトリックの家族分封』昭和四五年、第六節参照。

(5) 拙稿「老人福祉と相続慣行―末子相続と隠居分家―」(『日本医学雑誌』一一卷二号、七八―八三頁)。

国府におけるヨメ、シウトメのトラブルの回避、そして親夫婦と子夫婦の経営上の独立と競争、こうした点が吾妻氏をして「勧めたい隠居農場の制度」という発言となった。にしてもこのような“Lebensführung”がどうして生まれたか、ということになると、これは現地を訪れたことのないわれわれとしては、能力を出る問題である。五島に関して、対象部落にみるような、かなり割りきった親子関係というものが、いったいなにに起因しているか。これに

ついでに回答も、目下のところ、保留するほかはない。ただカトリック教徒にかぎって言えば、六節でも述べたように、これをキリスト教の平等主義・合理主義に求める向きも見受けられる。具体的にはヒューマンステックな西歐式核家族の理想である。とすれば当地の相続・分封などの慣行は、土着のものではない。少なくともその起源は、日本以外の地に求められる。だが果たしてそうであろうか。こうした疑問もあって、われわれは六節において、小野浦の慣行との酷似からして、キリスト教以外の文脈も検討すべきである、と述べたようなわけである。ところでこの点で参考になるのは、宮本常一氏の見解であろう。

もっとも同氏の発言は、さきほどの合理主義的な割りきりかたを問題としているのではない。いわんや国府との共通基盤を取りあげているのではない。五島の族制が持つ特殊性について示唆である。すなわち五島では、鎌倉期以来、宇久（のちの五島氏）・松浦・青方の三氏のあいだで、確勢や連合が繰りかえされてきた。にもかかわらずこれらの豪族は、血縁と姻戚関係とで結ばれていた。ではなぜこのように本分家、兄弟間、親族間の争いが絶えなかったのであるか。宮本氏によると、それはこれらの豪族のあいだに、勢力上の差等がなかったためである。そしてこうした差等を生まなかった原因としては、均分相続制を挙げることができる。またこの均分制に関係してくるのが、隠居分家の伝統である。なお分住・分牌の慣行も、この隠居分家の結果とみられる。いずれにしてもこれらの慣行は、本家権力を強くする方向にはなかった。さらに親族称呼の点からすると、ここでは母系制の名残のようなものさえ看取される。すなわち称呼には、父方だけではなくて、母方のそれが加えられる。こうして中世の同族をながめると、姻戚を含む点特徴として浮かびあがってくる、というのである。⁽¹⁾

(1) 宮本常一「五島列島の産業と社会の歴史的展開」(宮本常一著作集Ⅱ『中世社会の残存』、昭和四七年、二二—二五頁)。

宮本氏の文章は、かならずしもわれわれの疑問に積極的に答えているのではない。しかしこれは、問題点のちがいで、やむをえないとしなくてはならない。にしてももし同氏の言うようであるならば、対象部落の慣行や觀念は、外国輸入のものではない。またカトリック教徒だけのものでもない。歴史的伝統に根ざした、土着の存在ということになってくる。とともに一見、合理主義的と判断されるものも、けっして近代化の所産ではない。かれらもまた伝統的な家族であった。ただこの伝統のありかたが、通日本のパターンとはちがっていた。では土田氏の述べる小野浦の慣行との酷似は、どう説明されるであろうか。これは遙かなる課題としなくてはならない。

—四九・四—

追記

脱稿後、長谷川昭彦「隠居のむら—農村の家族—」と土田英雄「隠居慣行」(いずれも姫岡・土田・長谷川編『むらの家族』昭和四八年所収)の二つの論文に接することができた。前者は国府の隠居慣行に関するもの、後者は「むら」的家族と「家的家族」という分類にもとづく隠居慣行全般のスケマタイズである。新たな知見をえたが、目下のところ、本稿についての修正はない。

—五〇・八—